

第百九回国会 大蔵委員会 議 録 第 四 号

昭和六十二年八月十九日(水曜日)

午前十一時一分開議

出席委員

委員長 池田 行彦君

理事 大島 理森君

理事 佐山 登生君

理事 中村正三郎君

理事 宮地 正介君

理事 新井 将敬君

理事 石破 茂君

理事 江口 一雄君

理事 金子 一義君

理事 古賀 正浩君

理事 自見庄三郎君

理事 高島 修君

理事 戸塚 進也君

理事 二田 孝治君

理事 山中 貞則君

理事 伊藤 忠治君

理事 沢田 広君

理事 堀 昌雄君

理事 中村 巖君

理事 冬柴 鉄三君

理事 矢追 秀彦君

理事 安倍 基雄君

理事 矢島 恒夫君

理事 大蔵 大臣 宮澤 喜一君

出席政府委員

大蔵政務次官 中西 啓介君

大蔵大臣官房総務課長 角谷 正彦君

大蔵省主計局次長 斎藤 次郎君

大蔵省主税局長 水野 勝君

大蔵省理財局長 足立 和基君

委員外の出席者

大蔵省銀行局長 平澤 貞昭君
大蔵省国庫金融局長 内海 孚君

人事院事務総局職員局職員課長 山崎宏一郎君

総務庁庶務課長 鳥山 郁男君

給問題審議室長 立石 久雄君

経済企画庁総合計画局計画官 森 悠君

国土庁土地局地価調査課長 赤尾 信敬君

外務大臣官房審議官 松井 靖夫君

外務省経済協力局政策課長 林 暘君

厚生省業務局経済課長 佐藤 隆三君

農林水産技術会議事務局振興課長 高橋 修君

通商産業省通商政策局総務課長 関野 弘幹君

通商産業省産業政策局産業資金課長 森清 園生君

通商産業省機械情報産業局情報処理振興課長 近藤 隆彦君

工業技術院総務課長 工藤 富之君

労働省労働基準局賃金福祉部企画課長 小島 迪彦君

建設大臣官房會計課長 市川 一朗君

建設省道路局有料道路課長 松延 正義君

参考人 澄田 智君

(日本銀行総裁)

大蔵委員会調査室長 矢島錦一郎君

委員の異動

八月十九日

辞任

高島 修君

鳩山由紀夫君

藤波 孝生君

村上誠一郎君

早川 勝君

日笠 勝之君

山田 英介君

同日

辞任

古賀 正浩君

自見庄三郎君

高橋 一郎君

二田 孝治君

伊藤 忠治君

中村 巖君

冬柴 鉄三君

補欠選任

古賀 正浩君

高橋 一郎君

自見庄三郎君

二田 孝治君

伊藤 忠治君

冬柴 鉄三君

中村 巖君

補欠選任

高島 修君

藤波 孝生君

鳩山由紀夫君

村上誠一郎君

早川 勝君

山田 英介君

日笠 勝之君

本日の会議に付した案件

参考人出席要求に関する件

日本電信電話株式会社株式の売払収入の活用

による社会資本の整備の促進に関する特別措置

法案(内閣提出第一号)

日本電信電話株式会社株式の売払収入の活用

による社会資本の整備の促進に関する特別措置

法案(内閣提出第二号)

法の実施のための関係法律の整備に関する法律

案(内閣提出第二号)

○池田委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、日本電信電話株式会社株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法案及び日本電信電話株式会社株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法の実施のための関係法律の整備に関する法律案の両案を一括して議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。山田英介君。
○山田委員 N T T二法案の質問に入ります前に、二、三ちょっと為替相場の動きにつきまして蔵相の御所見等をお伺いをしたいと存じます。

御案内のとおりでございますが、ここにまいりましてまた円が再び急伸をする、こういう状態でございます。十八日、昨日午前、ニューヨークの市場における円相場は、一時間前終り値に比べまして三円六十五銭高の円高・ドル安という展開でございまして、一ドルが百四十五円五十五銭から六十五銭、六月の上旬以来は二カ月ぶりの高値をつけたということでございます。ロンドン市場にありまして、十八日、一時間前の終り値比で四円近くも円高・ドル安の一ドル百四十五円七十銭ということでございます。

それで、昨日の東京市場における終り値が百四十八円五十五銭ということで、前日と比較いたしまして一円六十五銭円高、けさは初値百四十五円九十銭で始まりまして、現在は百四十六円前後で推移をしているというふうに承知をいたしております。

ここに来て再び円が急伸をしてきたわけでございますが、この背景あるいは原因等につきまして大蔵大臣はどのようにお考えになっておられるのか、伺いたいと存じます。

○内海(孚)政府委員 為替市場の状況はただいま

委員御指摘のような状況で推移しておりますが、これは、六月の米国の貿易収支が百五十七億ドルの赤字ということで、前月よりも赤字幅が拡大したわけでございます。で、そのときに、円とドルの関係では大体二円近く円が強くなったわけでございまして、貿易収支の数字が出た割には比較的平穏だったなという感じでマーケットで受け取られております。その原因は、委員御存じのとおり、アメリカの四半期に一度の国債の入札が大変順調にいったということもあって、貿易収支赤字のリアクションがややおくれたという感じがあつたわけでございます。その後を受けて、例えば入札をした人がそこでその後の貿易収支の状況を見てヘッジをつけるというような動きがあり、またそれに伴いましていろいろな投機的な動きもあり、このようになってきているわけでございますが、

基本的には中東情勢等なかなか不透明な問題もあるものですから、そういった要素がどういふふうに関わってくるかということも現在、マーケットはもちろんそうでございますが、我々も注視しながら、為替市場の状況をウォッチしているということとでございます。

○山田委員 宮澤大臣は、本年の二月二十五日だと思ひますが、パリにおけるG5、G6に御出席をなされましたお帰りになったたしか直後の当委員会だと記憶しておりますが、一ドルが百五十円を突破した、そういう状況をどうなりましたか、これは警戒水位に達しているという御認識を示されておられたわけでございますが、ここに来まして再び百五十円を突破するという、突破するといつてもかなり大きく突破をしているという状況でございますが、今回のこの局面をどうご覧になっておられるかということ、その点につきまして先に御答弁いただければと思ひます。

○宮澤國務大臣 円ドル関係というのはここへ来てかなり落ちついておりますし、我が国の経済もかなりいわば底離れをしたというような大局観を持っておりますので、この一両日のことは、相場のことでございますから、それはいろいろ説明は

あると思ひますが、相場のあやといったようなものかなと、大局的にはその程度に考えております。

○山田委員 六月のアメリカの貿易赤字が拡大をしているということと、九月に入りますとアメリカの議会がまた再開されるというような一つの流れというものがあるの、今この円高・ドル安に大きな影響を与えているのではないかと私は考えるわけでございまして、今蔵相の御答弁を伺っておりますと、さほど気にすることはないんじゃないかなという感じの御答弁でございますが、そのような流れを考えますとなかなか予断を許さないのではないかとこの一両日になっておられるといたしまして、今後の見通しにつきまして一言お願いしたいと思ひます。

○宮澤國務大臣 大きな見通しで申しますと、我が国の経済はこれからまあよくなつていくと思つて間違ひなさうであります。内需が相当出てくると思ひますので、長期的には極端な輸出依存体質から内需の方へ動いていくという動きは具体的に始まつたと見てよからうと思ひます。

アメリカの国際収支の回復がなかなか思つたとおりでないということはおっしゃるとおりでございますけれども、プラザ合意からもう来月の末にはそろそろ二年になりますので、これだけドルが安くなりましてアメリカの輸出力というものはかなりふえておるに違ひない、恐らく最近の貿易収支が予想外によくなつたのは、原油価格あるいは原油の輸入量等々が直接の原因ではなかつたかと思ひますが、アメリカの当局者自身も輸出力、競争力の回復ということには自信を持っておるやうでございますので、そういう意味では私はまあまあ長期的に余り心配なことではないというふうに考えております。

○山田委員 それでは為替相場の関連では最後に質問させていただきますが、二月二十二日のパリ合意、各国の協同介入を合意をされたわけでござ

います。その直後における百五十円台突破という事態を受けて、その当時はいわゆる急激な円高・ドル安に歯どめをかけるべく協同介入をされたこと承知しておりますが、ただいまの大蔵大臣の御答弁からいいますと、今回のこの百五十円再び突破という事態を受けてはありますが協同介入はなさらない、こういうことでございましょうか。

○宮澤國務大臣 その点は何とも申し上げるべきことでは本来ないわけでございすけれども、基本的には私は今申し上げましたように大した出来事ではないと思つておりますが、それでも、短時間の間に円高下というふうな、そういうふうに見られるようなことがございましたら、これはよろしくございせんので、それには対応いたさなきゃならぬと思ひますけれども、それはそういうようなことがもし起こりましたらということとでございます。

○山田委員 それでは、NTTの二法案に関連した質問に移させていただきます。

まず、NTTの株式の活用の方につきまして、御案内のとおりその三分の二が国債整理基金に帰属をいたしまして、そして国債償還に原則的には充てていく。もう一つは、政府の義務保有分の三分の二はこれを産業投資特別会計、産投特会に帰属をさせまして、その配当金をもつていろいろと投資やあるいは出資などを行う、こういうフレームといひますか枠組みがあるわけでございす。それで、今回の二法案によりまして、社会資本の整備にNTT株式の売却金の一部を活用できるように道を開こう、こういうことになつていくわけでございす。蔵相が常々おっしゃいますように、国民の努力の結晶であるこの貴重な財産を有効に生かしたいのである、こういう観点から考えてみまして、それではこの二法案が出されてくる以前のNTTの株式の配当金がどういう形で使われているのかなというところを見ておくことも大変意味のあることだろうと思ひます。先にそこから質問をさせていただきますと思ひます。

まず最初に、NTTが六十年の四月一日から株式会社として民営化のスタートを切つたわけでございす。その時点で以降今日に至るまで設立をされました産業投資特別会計の機関、及び、その民営化後に、機関の名称は変わっておりますが、事業部門をふやして、そして産投特会の資金を受け入れて、そして投資活動を行う、そういう機関が幾つあるのか。それはもう少し端的に申し上げれば、NTTの株式の配当金一つの原資としてどうか、それを十分念頭に置いてそして特会の資金を受け入れるようになったそういう機関、それから、新たに、スクラップ・アンド・ビルドの原則からいまして、ある機関をつぶしてスクラップにして、ビルドとしてこの産投特会の資金を受け入れるに至つた、こういう機関が幾つあるのか、大蔵省としてどう御認識をされておるか、まずそこを伺いたいと思ひます。

○足立政府委員 産投の財源でございますが、従来の輸銀、開銀の納付金に加えて、先生御指摘のように、NTTあるいは日本たばこ産業の株の一部が産業投資特別会計に帰属することになりましたので、その配当金が産投会計の原資として使われる、こういうことになり、産投会計といたしましては、技術開発等を中心といたしまして国民経済の発展あるいは国民生活の向上、こういう観点で大変なウェイトを持つようになつたことはただいま先生の言われたとおりでございます。

そこで、具体的に申しますと、産投会計にNTTの株式が所屬するということになりました以降、昭和六十年度に基盤技術研究促進センターが設立され、そして六十一年度におきましては生物系特定産業技術研究推進機構というものが新しく設立され、さらに六十二年度におきまして医薬品副作用被害救済・研究振興基金、こういうものも設立をされたわけでございす。

そこで、NTTの株式の配当でございす、これはあくまでも特定財源という性格のものでございせんが、これが産投会計に帰属することの経緯で、技術開発等に使用されるのだと

ということが政府・党合意あるいは国会でも合意をされてございますので、私どもはそれを踏まえましてこのような技術開発等を中心といたします新しい機関に産投会計の出資を行っておるわけでございます。

具体的に申し上げますと、今年度の計画におきましては、N T Tの株式配当、これは八割と見て八掛けをいたしてございますから、特別会計予算上は二百八億というぐあい計上いたしてございしますが、現在ではその一〇％配当丸々が恐らく帰属されるであろうと考えてございまして、実績見込みといたしましては二百六十億でございます。それから、たばこの株式の配当といたしましては、同じように本年度四十億の配当金収入が見込まれてございまして、これに對しまして、先ほど申し上げました基盤センターへの出融資は本年度二百五十億計上いたしてございすはか、医薬品救済・研究基金への出融資が十億、生物系研究推進機構への出融資が三十八億、配当金収入を念頭に置きながらこのような新しい技術開発等に対しての出融資を考えてございす。

○山田委員 二百六十億ほど配当金が見込まれるということで今御説明いただいたわけでございす。きょうは厚生省の方にも来ていただいております。と思ひますが、今の御答弁の中に出てまいりましたところの一つ、医薬品副作用被害救済・研究振興基金（仮称）でございすけれども、これは今のやりとりでも明らかなように、N T Tが民営化された後にこの産投の資金を受け入れる、こういう形で設立をされておるわけでございす。この貴重な財産の配当金、それがどういうふうに使われているかという点で、この基金の設立の目的、それからちよつと外れるかしれませんが、スクラップ・アンド・ビルドの関係からいいますとどういふことになつてゐるのか、それから端的に国民にとってどういふメリットが出てくるのか、私の質問時間が一時間でございすので、あとほかの省庁の方もおいでいただいておりますから、今の三点、簡潔にお願いできれば存じます。

○佐藤説明員 ただいま御質問のございました医薬品副作用被害救済・研究振興基金でございす。これはさきの国会で法律改正をお認めいただきました。この十月から医薬品あるいは医療機器等の研究開発に対する出融資制度をスタートさせることとなつたものでございす。この制度の趣旨でございす。これからの活力ある長寿社会を実現していくために、最近非常に目覚ましい進展を遂げておりますバイオテクノロジー等の先端技術を活用いたしまして、国民の保健医療上の重要課題でございすがんやあるいは老人性痴呆等を克服できるような画期的な新薬あるいは医療機器等につなぐ研究開発を民間の活力を結集して進めていくこととするものでございす。事業の対象といたしましては、民間において行われす医薬品、医療機器等に関する研究開発を対象としておるわけでございまして、産業投資特別会計からの初年度、今年度の予算額は総額十億円ということになつてゐるわけでございす。

それからスクラップ・アンド・ビルドの関係ということで御指摘ございましたが、この制度の創設に当たりましては、行政改革の趣旨も十分配慮いたしまして、厚生省の既存の法人でございす医薬品副作用被害救済基金を改組してこの医薬品副作用被害救済・研究振興基金という形にして実現することとしたところでございまして、従来の医薬品による副作用被害救済、これには影響を与えないよう効率的な運用に努めるということにいたしてゐるところでございす。

○山田委員 N T Tの株式が、一例でございす。今御答弁いただいたような形で使われておる、活用されておるということでございす。これは他の資金と比較してどちらが重要でどちらがより重要でない、こういうことは当然言えないわけでございす。いずれにいたしましても、今これだけの大きな関心を集めてゐるN T Tの株式の活用についての問題でございすので、なお一層、かけ声倒れとか計画倒れに終わらないように、真に国民の福祉の増進にたたいま申されまし

た。そういういろいろな研究が実を結ぶよう頑張つていただきたいと思つております。ただ一点、スクラップ・アンド・ビルドの関係でございます。今までは、こちらの基金にありましては、救済給付業務とか拠出金の徴収業務とかあるいは既発生被害関係業務、大きく言つてこういう業務がなされていたわけでございす。業務の追加ということでは今御説明があったような非常に大きな部分が同じ一つの基金という屋根の中に追加をされてゐる。この辺はいろいろと御苦勞されて考へたところなんだろうと思ひますけれども、そういう点ではちよつと注意を喚起しておきたい、こんな気がいたします。

それから次に、生研機構と略称されておりますが、生物系特定産業技術研究推進機構、これは農水省と大蔵省の共管の機関というふうな承知をいたしております。ここにもN T Tの株式の配当金あるいはまた日本たばこ産業株式会社の株式の配当金等が当然使われているわけでございす。したがひまして、将来これが国民にとってどういふメリットをもたらすものであるのか、そのねらい等につきまして、あるいは業務の実績等につきまして、それからスクラップ・アンド・ビルドではどういふことになつてゐるのか、この三点につきまして簡潔な御報告をお願いできればと思ひます。

○高橋説明員 ただいま御質問のございました生研機構についてお答え申したいと思ひます。先生もよく御案内のとおり、最近バイオテクノロジーを使ひました技術開発が盛んに行われてゐるわけでございすけれども、農林漁業、飲食物品製造業等の産業分野におきましてこういった先端技術を使ひました技術開発を積極的に進めていきたいという民間の動きが活発化してまいつておるわけでございす。このような民間の動きを支援していくことが大変重要だと考へておりまして、このような民間における生物系特定産業技術に関する試験研究を幅広く推進いたしていくために、特殊法人農業機械化研究所を改組いたしまし

て、従来の農業機械化促進業務とあわせまして民間の試験研究の支援業務を行います。機関といたしまして特別認可法人生物系特定産業技術研究推進機構、略しまして生研機構と申しております。これを昨年の十月に設置いたしましたところでございす。

この生研機構の民間への支援活動は、お話のございましたとおり産投特別会計からの原資を充てておりまして、民間企業等が共同して研究をいたします共同技術開発法人に對しまして出資をいたす仕事、それから民間企業等につきまして融資を行う仕事をいたしております。六十一年度におきましては、出資事業といたしまして七件、五億の出資をいたしております。融資につきましては、三十四件に對しまして十三億の融資を行つております。このようなバイオテクノロジー等の先端技術の開発によりまして、新しい技術領域の拡大、また地域振興に役立つ技術開発、こういったことを推進しておるわけでございす。

○山田委員 こちらの生研機構につきましては、これが昨年の十月一日に設立登記されてゐますから、ここで新たな装いで再スタートを切つておられるわけでございす。今いろいろバイオテクノロジーとか研究をされてゐるということでございす。その研究の成果は今後国会にもあるいは国民にもよくわかるような形でぜひ御報告をいただきたい、こういうふうな存じます。

それから今度は通産省と郵政省共管の基盤技術研究促進センターにもN T Tの株式の配当金などが入つてゐるわけでございす。どういふ形でこの配当金等が活用されておるのか、今の前二つの省庁に對して質問しましたのと同じパターンで簡潔に御報告をいただきたいと思ひます。○工藤説明員 通産省でございすけれども、御説明申し上げます。御承知のとおり、基盤技術研究促進センターにつきましては、鉱工業及び電気通信に關しまして民間において行われる基盤技術に關する試験研究を促進するための機関として六十一年の十月に設立

されたわけでございます。同センターの主な業務といたしましては、民間企業が共同で行います基礎または応用段階からの研究事業に対しての出資及び個別企業が応用段階から実施する研究に対して融資を行うことが主な事業内容でございます。御指摘のNTTの政府保有株式の配当金収入につきましては、六十一年度事業資金といたしましては二百五十億円の予算をちょうだいしております。これまでも四十七件の共同研究プロジェクトに出資いたしまして、また九十件のプロジェクトに融資をしております。

成果につきましては、センター設立以来よりやうく二年を迎えようとしておるわけでございますけれども、他方、出資事業などを見ますと、試験研究期間は七年から十年という大変長期にわたるわけでございまして、その成果はまさに今後に期待されておるわけでございます。当省といたしまして、こうした研究開発事業が今後着実な成果を生みまして、国民全体の貴重な財産としまして国民経済の発展それから国民生活の向上等を通じて国民の方々に広く還元されることを強く念願している次第でございます。

なお、スクラップ・アンド・ビルドの関係につきましては、六十年十月に設置したのに伴いまして通産省所管の特別認可法人である貿易研修センターを廃止した次第でございます。

○山田委員 次に、大蔵、通産共管の産業基盤整備基金、これは民法法に基づく認可法人ということでございますが、六十二年度は五十億円の配当金を含めた産投特会から資金の受け入れをしておりますわけでございます。事業の実績等使われ方はどうなっておりますか、簡単に御報告をお願いします。

○森清説明員 産業基盤整備基金は本年の五月に発足いたしましたばかりでございますが、主たる目的は、先生御案内のとおり、一つは鉄鋼とか造船とかそういう不況産業で非常に打撃を受けておる地域、特定地域と申しておりますが、現在二百十六でございますけれども、その特定地域の経済の再活

性を進めていくという特定地域対策の一つ。もう一つは、同じくある意味では構造的な不況に苦しんでいる特定産業につきまして、過剰設備の廃棄とか、あるいはさらには新しい分野へ転換をしていくとか、そういう事業転換、あるいは他の企業と協同する形で設備の提供をいたしまして苦境を乗り越えていくという、個別事業者の再建努力をいろいろな形で支援していくという、地域対策と個別事業対策の二つが大きなねらいでございます。

それから、事業の実績でございますが、この基金の大きな事業分野といたしましては三つございまして、特定地域、その不況地域の浮揚を図っていくということと、基金からの出資という業務と利子補給という業務がございまして、これが二つです。それからもう一つは、特定の事業者のいろいろな企業努力に対して事業者が借入れをするときの保証をやっております。メーンはこの三本立てでございますが、前の二つはこの五月一日に発足してから始めたばかりでございます。いろいろなプロジェクトが準備段階にはございますけれども、現在まだ出資とか利子補給の実績はございません。ただ、保証につきましては、残高ベースで現在四十八億四千万でございます。

それからスクラップの関係でございますけれども、先生先ほどおっしゃられましたように、既存の機関を衣がえして事業を拡大するというタイプに属するわけでございまして、産業基盤信用基金というのがあったんでございますけれども、これを産業基盤整備基金といたしまして先ほど申し上げましたような出資、利子補給を追加した次第でございます。

○山田委員 ちょっと飛び飛びになるような感じで恐縮ですが、産業基盤整備基金、こちらについては、今回のNTT株売却益の一部を国債整理基金から一般会計を通して産投特会に入れてそれで社会資本整備に使うというその対象になっているのですか。この基金はその対象にはなるのですね。それで、なるとしたら、今日までの施策

といえますか仕組みの中では、ただいま御答弁ありました特定地域の活性化措置の中で日本開発銀行等が最優遇金利四・六％で既に融資をされているわけですが、仮に今回の法律が成立したとして、無利子貸付制度が誕生したと仮定した場合に、これがもしこちらの基金が利用していただければ結構ですよという対象として選ばれているというふうなそういうことになれば、この関係はどういうことになるのでしょうか。四・六％の有利子の貸し付けのシステムと、まだ成立していないのにこういう言い方は失礼でございますが、仮に無利子貸し付けの適用を受けられるということになると、これはどちらかというか、利子がつく方は当然なくなるということですか。

○森清説明員 先生御指摘の二つの制度が重複するということでございますが、一つはこういう仕切りになるわけでございまして、私ども今政府内部で考えておりますNTTの無利子融資の費途についての案におきましては、円滑化法関係の無利子融資は、あくまでも特定地域における出資適格事業であつて、かつ第三セクターで行われるもの、その第三セクターが無利子の融資を受けられるという仕切りでございますが、一方、既存のといえますが開銀の方からの四・六％の特利融資、こちらの方は必ずしも第三セクターには限られておりませんで、個別の事業者が特定地域で新増設をするというときに対象になっておるといふ仕分けでございます。

○山田委員 もう一つ、通産省所管の情報処理振興事業協会というのがございます。これは衣がえじゃなくて、これはもう昭和四十五年に設立されて以来情報処理振興事業協会という名前が今日に至って、六十一年度からですか、産投特会の資金を受け入れるようになりましたのは、これもそういう意味で当然NTTの株式の配当金を使っておられるわけですが、その以前は一般会計から資金を受け入れて所期の事業を行っていた。そこに一つ新しい事業を拡大しまして六十一年度から産投特会の資金を受け入れるようになった。そういう

意味ではNTT株式の配当金などを使ってそして事業をしようという典型的な機関の一つである、こう見ておるわけでございますが、こちらの情報処理振興事業協会の目的及びそれらの配当金等をどのように国民のために使っておられるのか、御説明をいただきたいと思ひます。簡潔で結構でございます。

○近藤説明員 お答え申し上げます。昭和四十五年に情報処理振興事業協会等に関する法律によりまして設立されたわけでございますけれども、情報処理の振興を図るための先進的なプログラムの開発普及等の事業をしておるわけでございます。

産投出資は六十年度から一部調達しておりますが、これによりまして行っております事業は二つございまして。一つはいわゆるソフトウェアの生産の工業化事業でございます。もう一つが先進的な高度なプログラムの安定供給事業というものでございます。いずれも、今日の高度な情報化というものが産業のみならず社会経済全般に進展してきました場合の非常に大きな問題点でありましてソフトウェアの供給不足、いわゆるソフトウェア危機とさえ言われておりますようなソフトウェアの供給不足といったものに対しまして対処をするといったこととございまして、ソフトウェアの生産工業化の方は、いわゆる人手に頼っておりますソフトウェアの生産事業というものをできるだけソフトウェアの生産事業といたしまして、機械化をしていくということとでございます。先進的なプログラムの安定供給事業の方は、これもソフトウェア危機に対応するためでございますけれども、汎用プログラムといえますものをできるだけ普及をしていきたいということで、先進的なそういったプログラムを民間とともに研究して開発して普及をしていくという事業でございます。いずれも今後の非常に大きな問題であります情報化といえますものを健全な形でスムーズに発展させていきたいということで行っております事業でございます。

うと思えば、それは各地方が負担しなければなら
ないわけですね。財政事情が非常に裕福なところ
であれば別でしょうが、通常国の補助金交付を前
提にして地方の予算を組み上げているということ
になれば、通常の二倍とか三倍の事業費をそこ
に突っ込むことができるのかどうか。もし突っ
込む

ことができなかった。結局完成事業年度というのは十年なら十年やはりかかってしまうのではない。その辺ちよつと危惧しておるのですが、簡潔

で結構ですから御説明をいただきたい。
○斎藤(次)政府委員 いわばBタイプの公共事業の今度の無利子貸付金というのは、将来償還時に

国が補助金を交付する形で償還の負担をするということから、地方公共団体にとってみますと、例えば十億ずつのものが十年間で百億国の補

助金が出るという、一度度で出るという点は御指摘のとおりでございます。したがって、それは通常の公共事業費が例えば二割、三割伸びる、

特定の地方公共団体にとっては例えば十億であったものが百億になるということと同じでございまして、いわば通常の公共事業費が飛躍的にふえる

という地方公共団体もある。したがって、その場合の裏負担等については、その地方公共団体に施行能力があるかどうか等を勘案しながら実施計画

等の段階で調整していく。通常の公共事業費が非常にふえたという姿としてお考えいただければ、

○山田委員 次に、Cタイプについて一点だけ伺います。

これは民活対象事業に第三セクターということ
で五百八十億でございますかこの資金を手だてし

ようにとされているわけでございます。実は、六十一年に民活法が成立しまして、たくさんさんのプロジェクトが各省庁別に吸い上げられまして、それら

が一定の基準に従って選別をされて、これが対象事業だということで、例えば幕張メッセとかテレビアとかテレコムプラザとか電気通信開放型研

究開発施設といろいろなプロジェクトが出てき

ている。それは御案内のとおり税制の措置は大変しつかり手厚く講じられておる。それから、財政投融資も開銀とか北東公庫とかそういうところから支援体制がとられておる。さらに、先ほどちょっと話に出ましたが、改組する前の産業基盤の信用基金からも支援がある。

それで、たくさんあるプロジェクトの中で一民生活対象事業というのが現時点で幾つあるのか。そしてまたそこには今度は五百八十億を無利子貸し付けということでさらにインセンティブを与えるのだから御説明になっておるわけですが、何か見方という感じが方によつては、これでもかこれでもかという感じもしないでもないということから、この辺を御答弁いただきたいと思うのです。

○斎藤(次)政府委員 いわゆるCタイプの貸し付けでございますけれども、確かに申し上げるとおりにそういう民生活等の既存のいろいろな措置を講じておる対象事業についても貸し付けを行うわけでございますが、地域の活性化に資するもので公共性の高い施設を整備する事業を対象とすることで、具体的には七つの事業分野を考えておるわけでございます。

これらの事業分野についてこういう新たな無利子貸し付け制度の対象にした理由は、実は民生活の事業が一部の事業を除きましてやはり収益性が低いものでございますからなかなか進まないということがあります。この制度を活用することによって民生活等のいわば政府が考えておる公共性の高いいろいろな事業を一層促進しようということで、確かに申し上げるよう従来から制度に上乗せをする形で融資を行うものでございます。

○山田委員 大臣に二点ほど伺いたいのですが、まず一点は、減税問題との絡みなんですけれども、一時的な財源であるから減税で食ってしまうのはいかげんのか、社会資本として残すのだ、これが一貫した蔵相のスタンスでございますが、国債の償還に充てるということが本旨ですね。無利子で貸し付けても、結局償還させて、それで国債償還に最終的に充てる、こういうことで

ございますが、国債償還という場合の国債の中には赤字国債も当然含まれて、混然一体のものとしてこれを償還していくことだろうと思うのです。そうすると、国債の償還財源だということの中には、過去において社会資本という形も形もないうような赤字国債というものが含まれている。それに對しては償還財源で使うんだ、将来に向けては減税だとか形に残らないからだめだ。そうなる、どうなんですか、赤字国債を含めた国債償還にN T Tの売却益を使う。赤字国債には形も何もないわけですね、社会資本としての形が。それにはN T Tの財源を使いますよ、減税は形が残らないからやめた方がいいんじゃないか、このところはこういうふうな御理解なされておるのでしょうか。

○宮澤國務大臣 そのところの整理は、このN T Tの株式は国民が過去に努力をして積み上げた資産でございますから、これは今後そのような資産の形成に用いたい。あるいはまた、同じような意味において負の資産の償還に使いたい。資産という意味で整合性を求めておるわけでございます。減税ということになりますと、そういう観点からは、私は減税の意味も決して軽く考えておるわけではございませんけれども、減税そのものは国費の立場から言えは一種の使い切りということでございますから、資産の形成あるいは負の資産の償還ということで整合性を求めておるつもりでございます。

○山田委員 いろいろまだ申し上げたいこともございますが、いずれかの機会がまたあるかと思ひます。

もう一つは、六十一年度で補正予算を組まれております。公共事業関係費を見ると、五千四百九十億二千百万、約五千五百億円の六十一年度の補正予算の中の公共事業関係費の追加額でございます。約五千五百億追加をしておる。これは当然内需拡大のためである、あるいは当然関連して貿易摩擦の解消だ、こういうことでございまして、ところが、六十一年度の当初予算を見ますと、これは補正後の額より大幅に下回った当初予算で公共事業関係費を組んでいる。補正後比較では八千六百三十九億円のマイナス。六十一年度の当初比較でも一千四百九十億円のマイナスの公共事業関係費でございますが予算を組んでおる。せっかく去年の六十一年度の補正予算でもって内需喚起のそういう手だてをしておきながら、六十一年度でまた発射台を下げてしまふ。こういう予算の編成の仕方というのか、それからまた継続性とか連動性のないやり方というのか、やはり大きな問題があるのだらうと思ひます。せっかく効果が出始めたときにこれがちゃんといかないわけですから、またぐっと落ちてしまふというやり方についてはやめていただきたいなということ、六十三年度はそういう意味ではどうなさるか、伺いたいと存じます。

○宮澤國務大臣 その点は、経済の動き方、殊にプラザ合意以後円高が起つてまいりましたことに関連いたします動きに財政がどう対応するかという点とも関連をいたしますのですが、ただいま御指摘になりましたような御指摘もごもっともなところがあると思ひます。これはやはり経済の動き方にも即応しつつそうなりましてしたのでございますが、ただ、それは申し上げますが、六十一年度の予算編成に当たりましては、確かに一般会計の公共事業費は当初当初でも減つておるわけでございますが、事業量としては五・二%の事業量をいろいろ工夫をしながら確保をいたしまして、事業量としてはプラスになつておるといふ点は申し上げることができると思ひます。

今後の問題でございますけれども、こういうことでN T Tの株式の売却代金を活用するということをお認めいただけるということになりますと、少なくとも六十三年度の公共事業の水準は、このたびの補正予算で達成いたしました水準、本予算プラス補正予算でございますが、その水準を割り込むことはないように配慮をいたしてまいりたいと思ひます。N T Tの株式がそここの値段で今後とも売却できるということになりますと、ま

ずその方針は貫いていけるものというふうに考えております。

○山田委員 外務省の方にも来ていただきましたが、時間でございますので、次の機会にぜひまた議論させていただきたいと思ひます。

以上で終わります。ありがとうございました。

○池田委員長 正森成二君。

○正森委員 まず最初に技術的な問題から伺わしていただきます。

同僚議員がいろいろお聞きになったのですが、なるべく重複しないように伺いますが、まず第一にN T T株の売却方法についてであります。理財局の方が来ておられると思ひますので伺いたしますが、たしか昭和六十二年六月十二日の第四十四回国有財産中央審議会の答申というのがありまして、「昭和六十二年以降における日本電信電話株式会社の株式の処分について」という題名になっております。それは約二枚にわたる長いものですから要約だけを申し上げますが、1が「基本方針」とありまして、「売却実施に当たり留意すべき事項」というのが2にございまして、そのうちの(1)に「売却方法」として、「売出しの方法」としては、基本的には一般企業の時価発行増資等において採用されている引受け方式が適当であるが、市場の状況いかんによつては、円滑に消化を進める観点から売出しの取扱ひ方法を併用することについて考慮する必要がある。」というようになつておると承知しております。

それで、私も詳しく知りませんので御説明いただきたいと思ひますが、巷間伝えられているところでは、買い取り引き受け方式というのは、これは後で申し上げますが、一定のディスカウントをいたしまして証券会社が一括で買い取る。もし売れなければ証券会社の負担になる。ところが、併用すると言われている売り出しの方式になりますと、これは売れなければその危険負担は大蔵省が行うということ、それは極めて異例の方式であるというように言われているのです。なぜこういう両方式を併用するのですか。ただでさえもうかつ

ている証券会社にそれほどまで手厚い保護を与える必要があるのかどうか、お答えを願います。

○足立政府委員 N T Tの株式の処分につきまして、売却方法、中央審の答申は先生が言われたとおりの答申をいただいておりますので、ご意見を伺います。

そこで、答申にもご意見を述べさせていただきます。通常の一般企業の時価発行増資等の場合でございますと引き受け方式だけでございますが、今回の答申では、「市場の状況いかんによっては、円滑に消化を進める観点から売出しの取扱ひ方式を併用することについて考慮する必要がある。」という言われておるわけで、これはどうしてかというところでございます。これは、現在私ども、どういふような売却方法を行うかというところは、この答申を踏まえまして市場関係者等といろいろ検討を行っております。いづれにいたしましても、五兆というようなことが言われてございす。前例のない巨大な規模の売却であるということでございます。通常の引き受け方式だけでございす。大蔵省に引き受けリスクが大きいというようにございす。売出しの取り扱ひというふうなことも併用することが適当でないか、こういうことでもございす。

それで、今先生の言われましたディスカウントの問題、ただでさえこれだけもうかつている証券会社にさらに利益を与える必要はないではないかという御趣旨かと思いましたが……

○正森委員 ディスカウントが利益を与えるというところではないのです。併用方式で……

○足立政府委員 併用方式の方ですか。実は、このディスカウントにつきましては通常の一般企業の増資の場合につきましても行われておるものでございす。これは今回のN T Tの売却の場合におきましてもそのような方式をとることが適当でないか、そしてそのディスカウントにつきましても、引き受けの方式でございす。あるいは売り出しの方式におきましても、同じでございす。したがって、それを併用するから特にそのディスカウントが変わるというこ

とではございせん。引き受け方式だけでありまして、一般に行われているディスカウントを行い、あるいは併用するにいたしても行い、こういうようなことでもございす。

○正森委員 理財局長は若干私の質問を、言い方が悪かったのかも知れませんが、誤解しているようです。私は、ディスカウントが証券会社に利益を与える、こう言っているんじゃないですよ。それは普通の新興発行とかそういうときでも行われることであって、そういうことが全くなければ株主というのはいくらでも売れないのですから、それは知っています。私が言うているのは、引き受け方式と売り出し方式を併用するということが異例ではないかというところを言うているわけなんです。それはなぜなら、その違いは、引き受け方式というのはいくらでも売れないわけでも、既にディスカウントの利益があるわけでも、そのほかに取り扱ひの販売手数料もあるわけなんです。それなのに、売り出し方式ということでも、もし売れなければこれは大蔵省ヘリリスクがいくわけですから、いい値段でなければこれは売れません。返せば大蔵省がまた時期を見て売り直すということになるわけですから、そういうことをなぜやるのかというところを聞いています。あなたの答弁は必ずしも私の質問に答えていないというところなんです。

もう一度聞き直しますと、売却価格については、今言いました答申の中に、「売出期間中の価格変動に伴い生じる投資家のリスクや証券会社の引受リスクを軽減させ株式の円滑な消化を図るため、過去の政府保有株式売却や一般企業の時価発行増資の場合と同様に、市場価格を基準価格としそれを若干割り引いた価格を売却価格とすることは差し支えないと考える。この場合の割引率については、原則として一般に行われているものと同等程度とすることが適当である。」こうなっています。そのこと自体は別に、非常に不公正だ、こういうわけではないわけなんです。それについて一般に行われているものと同じというの答申

のたてまえからいいますと、これは一般のディスカウント率というのとは大体三・四%ないし三・五%というように言われているのです。恐らくそういうことになるのじゃないか。それからまた、よく言われておりますけれども、売り出し日がXデーといいたしますと、その三日前ぐらいから安定操作というのが開始されて、そして株の特定の事由以外の売り買いが自粛させられて株価の安定が図られる。その株価の三・四ないし三・五%のディスカウントしたもので一斉に売り出される、こういうことになるのでしょうか。

○足立政府委員 先ほど申しましたように、今回のN T T株の売却に当たりまして引き受け方式のみならず売り出しの取り扱ひ方式を併用したらいかがか、こういう答申をいただきました趣旨、背景をいたしまして、やはり巨大な売却である、こういうことでもあります。引き受け方式だけでございす。これは引き受け方式の場合です。いわば引き受け責任というのが証券会社に生じます。もし売れ残りがございす。もしそれは証券会社の責任になってしまふ。そういうことで、本来私どもは今までの経緯を考えますと引き受け方式でかなりの部分が消化できるのではないかと考えております。しかしこれは市場動向いかんによりまして、やはり念のために安全を考えて売り出しの取り扱ひ方式を併用する、こういうことでもございす。したがって、その場合に、先ほど申し上げたと誤解をいたしましたけれども、若干の割引率、これは一般に行われている割引率を採用するということは、引き受けの場合でございす。もしも売り出しの場合でも同様に行うわけでございます。

○正森委員 その場合に、私どもは資料がございす。かつて三百八十八万四千六百円前後で、今は大体二百五十万五千円前後で、きょうの新聞を見ますと引け値が二百五十三万ぐらいいです。だからほぼ二百五十万ぐらいいです。三百万を超えたのは、新聞報道などによりまして、証券会社が売買実績、シェアで引き受けの

割当が決まるので大いに買わなければならないというので買いたたからそれで値段がぐぐぐと上がった。今は、ぼつぼつと引き受けなければならない、そのときに余り上がっておるとこれは損するからなるべく下げておいた方が得であるというふうなことから。私が証券会社の首脳でもそれぐらいのことは考えるわけですが、それ、うまいことやっているのです。それで、引き受け方式の場合に十分もうかるようになっていっているのです。けれども、それでも不安だというので売り出し方式を併用するということなんです。その場合には引き受け方式に参加した特定の数少ない証券会社は含まれるのです。それとも含まれないのです。民間伝言されることでは、その場合は含まれないで中小証券を中心にするんだという説があります。いかがですか。

○足立政府委員 引き受け方式で引き受けを行います証券会社も、もしそれで十分でない場合には売り出しの取り扱ひに参加することが可能でございす。売り出しの取り扱ひの方に参加することでもできます。

○正森委員 そうすると、わずか二十ぐらいいの大手の引き受け方式の企業はそれをやって、それで大蔵省としては十分に売ればよいという程度のものでございす。引受けてもらいますけれども、市場が軟化して今度は引き受けじゃなしに売り出しの方になったら、中小企業を押しつけて、引き受けでいいかげんもうけた大企業がそこへまた参入してくるのです。報道されているところよりも一層大証券会社に有利ですね。少しは中小証券会社のことを考えてやらぬといかぬのと同じですか。本当にそんなことを考えているのですか。

○足立政府委員 引き受けをいたします場合に、元引き受け会社というの実は二十一社ございまして、そしてその下にいわゆる引き受け会社としてさらに五十八社ございす。いわゆる地場の中小証券会社も、その元引き受け会社を通じて初めから引き受けすることができるようでございます。それで大体すべて済めばよろしいわけござい

いますけれども、もし残余が出るような場合には売り出しの方式を併用する、これはまたどの会社も参加できるわけでございます。

○正森委員 それではそういうぐあいに承っておりますけれども、しかし、いろいろ論議されていくところでは、引き受けと売り出しと両方式を併用するというのは、幾ら二百五十万円で百九十五万株、常識的には五兆弱ですね、それだけの巨大な資金が動くということであるにしても、異例のことであるというように言われていることは事実なんです。

しかも、この答申を読みますと、売り出しの方法は、一括にして、その方が価格の非常な乱高下が出ていくのじゃないか。それからまた、売り出しの時期については、例えば日本航空の株式売却とか銀行の増資とかそういうのと重ならないようにやるようにということで、このN.T.T.の売却の時期はそれらを非常に配慮した時期になるというように報道されていますね。それから、銀行の増資などがその一、二カ月前に集中するのですけれども、それで資金が非常に枯渇するのじゃないのかというのに対しては、日本経済新聞などの報道によりますと、大蔵省当局は、この融資がなかなか困難なときに銀行の増資あるいは株の発行によつた資金は一体どこへ行くのか、結局回り回ってN.T.T.でも買わなければいけないのじゃないかということ、五兆円の消化については非常に楽観的であるというように報道されているのです。恐らく宮澤大蔵大臣にもその見解を報告していると思うのですけれども、それぐらい楽観しているのに、なおかつ引き受けと売り出しと両方式を採用して、それに対して大証券はどちらにも参入できるということになれば、これはウハウハ笑いがとまらないのじゃないですかと思ひますが、理財局長は天井向いて考えているようです。それから以上聞きますけれども、巷間そういうぐあいに言われているということだけは指摘しておきたいと思ひます。

そこで、宮澤大蔵大臣に伺います。二百五十万

円台で安定しているようですから、三百万円を超えたときは大分こうなりましたけれども、仮に二百五十万円で売れるとして約五兆円弱になります。それが、それを本来は国債整理基金に入れて国債償還財源に充てるということになっておりましてね。

御承知のように特例公債、赤字公債を出しますときには、十年を限度でございます、十年たてば必ず償還いたします、こう言っております。それが、当委員会でも審議をされましたけれども、結局のところ十年ではとても返せないということ、で、特例公債についても借換債を発行する。しかも、最初は十年十年と言っていたのだから、二十年、三十年というような説もございましたが、えいというわけで建設国債と同じ六十年ということになって、それだけ国債残高が増えて国の財政の対応力が失われているというところは、もう大蔵省がたびたび言うことですね。そういうように無理に無理を重ねて今残高が百五十三兆円ということになっている。そして、定率繰り入れの停止は、主計局に聞かせませんけれども、六年連続これでやめていただきますね。そういう状況の中で、国民の貴重な財産を売ったN.T.T.の売却益について、さらに民活ということで公共事業に出していく。それには、臨時緊急でしかたかな、というようなお言葉を

おつけになりましたけれども、そうやって財政再建は一体どうなるのでしょうか。

考え方として挙げますと、今六十二年度の赤字国債の発行が大体四兆九千八百十億円ということになっていきます。これを六十五年までになくそうと思えば、一年間に一兆六千六百億円ぐらいになりますか、減らしていかなければならない。六十二年の赤字国債の減らされたのは二兆二千億円。三千億円で足りない額ですね。N.T.T.、N.T.T.と頼りにしてありますが、N.T.T.の売却も六十五年でもう終わりますね。そうしますと、ここに大蔵省が予算委員会に出した資料を持ってまいりましたけれども、国債整理基金は枯渇して、毎年毎年約三兆円入れなければ国債の償還ができないというところになるわけですね。N.T.T.株は無限

にあるわけじゃないですから。

そこへもってきて、加えて民活で、斎藤主計局長はよく御存じでしょうが、A、B、Cの三つのタイプがありますね。それはタイプによって違いますが、通常は五年据え置き二十年返済ですね。だから、本来なら六年目からは返済が入ってくるのですが、たしかB型の地方公共団体の方にいくものについては、これは返ってくるはずの額は本当は返ってこないんで、逆にそれを補助金として出さなければならぬということになっているのでしよう。そうしますと、後で聞きますが、六十七年度は二百六十一億円、六十八年度からは六百八十億四角、七十年以降は毎年二千三百億円強、これが返済額と言われているのですが、実際は返らないで国が補助金で相殺するという格好になっているわけでしょう。そういうものはふえてくるわ、そして国債整理基金は枯渇するから大体三兆円はお金が必要ということになれば、大体昭和六十五年ぐらいから以降は一体どうなるのですか。民活で非常に景気がいい、無利子融資だ、こうなりますけれども、実際上はそういうことになって、財政再建なんというのには非常に困難なことになるのじゃないですか。

こういうお金は減税に回すという野党の御主張もございましたが、私はこういう金は減税に回すべきではないという主張であるということを示し上げておきたいと思うのです。だから、そういう点では立場は全然違うのですけれども、しかし、こういうのを景気よく、本年度は四千幾らですが、来年からは一兆二千億とか三千億とかどんどん公共事業へ回していくということになりましたら、宮澤大蔵大臣、それはN.T.T.が売れている間だけであつたと言つたって、経済は生き物です。それから、三年も四年もそういうことになったものを、N.T.T.の株が尽きたから、金の切れ目は縁の切れ目、公共事業の切れ目ということで二〇%もいきなりダウンするわけにはなかなかないのです。す。そうしたら、その金もまたどこから出してこなければならぬということになれば、国

債整理基金には三兆円入れなければならぬいわ、最低一兆二千億N.T.T.を当てにして公共事業をしてきたのは手当てしなければいけないわ、Bタイプで返ってくる金は実際は返ってこないで国の補助金と相殺だからその手当てはしなければならぬわということ、三重苦になって、いかな宮澤大蔵大臣も、あるいはそのときは総理になっておられるかもしれないが、一重苦ならなら何とか切り抜けられても、三重苦というとなかなか困難なんじゃないですか。御意見を承りたいと思ひます。

○斎藤(次)政府委員 要は、国の財政再建というのはいつまでできるかということでございますけれども、今の点で技術的に一つだけ申し上げますと、返ってくるのに補助金を交付しますと、返ってきたお金はそのまま国債整理基金に戻るといたしますとその分は国債償還に充てられるわけですから、その分は、三重苦のうちの一つはないのじゃないかというぐあいに考えます。

あと、公共事業費をN.T.T.株がなくなったときにどう手当てするかというのは、これからの経済情勢、社会資本の整備の状況、それから電電株がこれからどういうぐあいに売れていくかというのはすべて未定でございます。それから、無利子貸付金を繰り出すかというのは、毎年予算の編成の段階で決めていただいて国会の御審議をいただくということでございますので、そういう将来の状況は勘案しながら今後毎年決めていくことになるのではないかと考えています。したがって、いまして、なくなつたときに一挙に減るかどうかというの、今後の推移を見ながらやっていかなければならぬのじゃないかということでございます。

それから、国債ネット償還額が三兆円ぐらいになつていくというのは確かでございますが、この無利子貸付金は、そういう意味ではそういう形で確かに目減りの問題がございますけれども、将来国債償還に充てられるということで、そういういろいろなことを考えますと、確かに先生がおし

八

やるように大変困難な道ではございますけれども、全く解決不能の道ではないというぐあいに考えておるわけでございます。

○正森委員 いろんなことも困難なことではあるけれども、全くできないことではないという答弁をやるのなら、どんなサラ金苦であつても困難ではあるけれども何とかできないことはないと言えはいい。しかし、それではサラ金業者は堪忍してくれないですよ。国会も、私は斎藤さんの人柄をよく知っていますからまじめな御答弁だということはよくわかっていますけれども、納得するわけにはいかないのです。

今ちらつと言われましたが、そのときそのときの努力ということですが、官澤大蔵大臣、ずばり言いますと、私がなぜこういふことを言いたいかと言え、NTTが売れるあと三年ぐらいは今の政策を続けても何とかなつたかもしれないけれども、それ以後は、今言つたように、国債整理基金が毎年三兆円穴があくからこれは入れなければならぬ。そのほかに今十兆円とか十一兆円という国債の利払い、今予算に対して大体二〇%でしよう。それが徐々にふえながら別にあるわけですよ。そのほかに国債整理基金の三兆円というものがぼんと加わつて、そのほかに一たん味をしめた公共事業の一兆二千万円、別の枠組みというのは、金はないけれども手当てしなければならぬ。今言いましたBタイプの償還額、その分は、それはなるほど国債整理基金には入つてくると思いますが、そうだけれども、同時に補助金として渡さなければいかぬわけでしょう。その金は別のところからひねくり出さなければいかぬじゃないですか。そうするとどうしてもやつていけなくなる。

そこで、官澤大蔵大臣が目で見ながら私の方をこちらに引いていますが、それは正森さん、そのときには直間比率見直しで大型間接税ができておるからそれで心配ないのだということにならざるを得ないのじゃないですか。まあ、そういうところだという自民党の非常な理解のある応援の声がございますけれども、そういう筋書きを考えな

ければ、三年やそこらで尽きてしまふNTTを売ったお金を景気よく公共事業に回して償還は二十年先だというような政策はとれないと思うのです。だから、あと三年か四年はあれとして、だれが何と言おうと直間比率の見直しだということ

で、マル優廃止を突破口に各個撃破で、この前は百貨店なんかが大分騒いだけれども、今度はマル優だから余り騒がないようだからまずこれを突破して、次いで今度売上税、あるいは売上税という名前が悪いから直間比率見直し、新大型間接税という路線を考えなければとれない政策がこのNTT法案じゃないですか。それは単純な小学生程度の数字の問題なんです。それが二千万や三千万なら、それは、斎藤主計局長、どこからひねくり出してくるかもしれないけれども、三兆円プラス一兆二千万プラス二、三千万となると四兆五千億、どこから財源を持つてこなければいかぬわけですから。官澤大蔵大臣の心の底の戦略はそういうところですか。

○官澤大蔵大臣 思ひぬところに飛び火をいたしました。それは、いわゆる直間比率の見直しという問題は、議長のございせんにもあります。その問題は、私はあると思つておられますけれども、しかし、その話はちよつとここで切り離して考えなければならぬと思ひます。

今おっしゃいましたことは、私はこういうことだと思つておるわけでございます。いわゆる前川リポートに述べられておりますような我が国の経済構造の調整であるとかあるいは社会資本の整備であるとかいふことは、私はまあここ五年ぐらいの間に解決しなければならぬ課題だというふうに思つておるわけでございます。そこで、幸いにしてNTTの株がそこそこ今売れておる。正森委員も、自分が証券会社の経営者であつてもというお立場から、どうやら割に売れるように見ていただいておりますので、そうといたしますと、国債整理基金特別会計はかなり余裕があることになりまして、その年々の償還の国債を引きましても、そして産投会計へこの程度のもを出

しましても、かなり残つていきます。残つていきますので、それはあるつだけ全部公共事業に使わなければならぬことはありませんし、またそんなことはいふこともできませんから、かなり国債整理基金と産投の間で私は恐らく繰り延ばして

いける、そこそここの値で売りましたから繰り延ばしていいものと考えております。それで大まかに五年といふことを申し上げておるわけでございまして、そういうところでNTTの売上代金が、日本経済が今持つております産業構造の調整とか社会資本の充実とかいふところに何年間か働いてもらえるだろう。先ほどこれは算術でだれでもわかるとおっしゃいましたが、その間に日本の経済の成長が、石油危機とかプラザ合意といふものから大変今難しいところになりましたが、だんだん正常化していく。今の日本の経済のこれだけ大きな雇用不安があるような姿は私は

本當の潜在力が出ていないという見方をしております。その潜在力から、経済成長がもう少し正常になつてまいりますと、国も税収といふ形で、それは増税でございせん、自然増収という税収の形で国も利益を受けるということとは別に不思議なことではございせん。今回のような自然増収が毎年毎年出ると言つておるわけではございせんけれども、もつと正常な形で自然増収が出ていきますから、そうなりましたら、先ほど言われました六十五年に赤字国債依存の体質を脱却するということともまんざら夢でもないという感じもいたしております。

つまり、ただいまのお話と私が考えておりますことの一つの差は、まず五年ぐらいで日本経済あるいは財政の体質を直せまいだろうかということと、その間に施策よろしきを得れば日本経済自身がそういうものを生み出してくれる、そういう点で私は比較的前途を悲観してないものでござい

ます。○正森委員 今のお説については後ほどもう一度議論させていただきますが、ここでもう一度技術的な問題をお聞きしたいと思います。

○斎藤（次）政府委員 ざつと教えまして二十本くらゐの無利子貸付制度があるわけですが、主なものとして申し上げますと、文部省の育英資金の貸付金、厚生省の母子、寡婦の福祉貸付金、農林省の農業改良資金の貸付金あるいは通産省の石油及び石油並びに石油代替エネルギー関係の貸付金、建設省の一般有料道路の無利子の貸付金というよう

なものでございます。○正森委員 今お答えがございましたが、ほかに幾つか例示いたしますと、法務省の矯正医官修学資金貸与金、あるいは自衛隊だつたら自衛隊の学資貸与金、外務省だつたら帰国費貸付金とかいふものがございまして。我々は決して自衛隊を認めて

いるわけではございせんけれども、学資の貸与金とか帰国費の貸付金なら、これは育英資金と同じようなものから無利子も当然であろう。そういうようなものしか無利子というのではないのです。それが今度は、A、B、C型と分けまして、それはいろいろなところが受益はするであつたし、それはいろいろなところがあるわけですが、その背後には

なせそういうことを言ふかといふと、例えば中小企業に対してはどういうふうになつてゐるかといふと、時間の関係で詳しくは申しませんが、不況業種元利返済資金緊急融資制度というのがございまして、これは一年据え置き、その利率はたしか四・九%です。それから中小企業国際経済調整対策等資金貸付制度、いわゆる円高融資といふのがありますが、これも利率は四・〇五%とか四・九%ということになっております。

あるいは特定地域中小企業特別融資制度というのがございますが、第一種と第二種と違いますけれども、これも利率は三・五％とか四・五％ということで、据え置き二年の七年以内返済とか、運転資金の場合だったら据え置き一年の五年以内返済とか、細かくは違いますが、そういうことになっております。だから、円高不況で今非常に苦しんでいる中小企業でも四・五％弱の金利を払い、その据え置き期間は一年か二年、返済期間は五年から七年というのが非常に多い状況の中で、無利子で、しかも据え置きが五年、縮めて二十年で返済というのは余りにも破格だ。そうであれば、円高不況に悩む中小企業がせめて三％にしてくれないか、あるいは前に借りたものの返済期間が来たのでその返済期間を据え置きを少し延ばしてくれないかという切実な声があるわけですが、それに対しては商業ベースだからとかなんとかということですが、それがなかなか実施されないという点から対比いたしますと、こういう制度をつくって、今年度は四千五百億くらいですけれども、来年度からは一兆二千億とか三千億を何年も続けていくということになりますと、国民感情からしてせめてそのうちの数千億くらいを回してもうえれば利率は三％くらいになるのだからという声が起こってくるのは当然だと思ふのです。それについての御見解を承りたいと思います。

○斎藤(次)政府委員 基本的に今度の無利子貸付金が従来のそういう貸付金と違いますのは、従来の公共事業費でいわば国のたの補助金であったものを無利子貸し付けにしようということでございます。特にAタイプにつきましては、従来の公共事業はすべて返済の必要がない、いわばコストゼロの補助金でやっていたものを、無利子の貸付金で将来返済をしていただく、少なくとも元本は返済をしていただくということでございますから、そういう意味では、私も、従来の公共事業費に比べればむしろ面的に返済のめどをつけた補助金という意味で前進した制度だと思つておるわけです。それからBタイプの公共事業貸付金

は、先ほど先生御議論がありましたように、将来国が補助金で返す、いわば補助金の前倒し交付のようなものでございますから、そういう意味では補助金と変わるところはないということで、いわば従来の公共事業費を無利子貸付金という形で実現をしているということでございますので、先生の御議論は、せんじ詰めれば、公共事業に補助金を出していることと中小企業に貸付金を出していることとの政策の対比だろうと思ふのです。それにつきまして、やはり公共事業、社会基盤の整備というのは、広く一般国民に均てんするという意味で、国の基本的な施策という意味で補助金を出していくのが適当な施策ではないかというぐあい考えておるわけでございます。

○正森委員 中小企業への融資と公共事業との対比だというまとめ方をされたのですが、しかし、それにしろ、そういう方向に、いずれは二十年たつたら全部返ってくるのですよね。別の議員も議論されたように、それは半分目減りするのと一緒だという議論を昨日来されておりましたけれども、そういう利益を与えることになるわけですから、中小企業から見れば、これは我々にもそういう、無利子にしろとは言わないけれども、もっと考慮されるべきが当然じゃないかという議論があることはもともとなことであるというように私は思ひます。

先ほどの宮澤大蔵大臣の御議論の方に返りたいと思ひますが、これは七月二十九日の日経でございまして、吉野事務次官と西垣主計局長が総理を訪問したときに、総理が、赤字国債の発行額を今年度より必ず減らす、国債依存度を引き下げるといふように指示したというのが出ております。恐らくこういう趣旨のことを言われたとは思ふのですけれども、今私が言いましたように、非常に厳しい財政状況の中でそういうことができるであろうかという危惧を我々としては持たざるを得ないわけでありまして、

があった場合に、経済運営をうまくやれば「展望と指針」に盛り込まれた名目六から七％成長はできる、そうすれば六十五年度脱却も夢ではないというところで、日本の経済の潜在力というのはまだまだあるのだという意味の答弁を伺回されましたことを私は伺っております。きょうの御答弁もほぼその趣旨のラインに沿った御答弁ですね。

しかしながら、約五兆円近く、毎年度一兆六千六百億円の削減はなかなか困難だと思ふのです。それも今の御答弁で、やりようによつてはできる、そういう努力をしたいという趣旨のことなんでしょうけれども、経企庁、来ておられますか。御苦労さまです。ここに六十二年十二月にあなた方がお出しになった「経済審議会の報告」一九八〇年代経済社会の展望と指針「昭和六十二年度リボルピング報告」というのがございます。そういうものを見ますと、各年度の名目成長率、五十八年から六十一年までおっしゃっていただけませんか。

○立石説明員 お答えいたします。

五十八年度から六十一年度、名目成長率ですけれども、五十八年度四・三、五十九年度六・七、六十年五・九、それから六十一年度がたしか四・一だったと思ひます。

○正森委員 だから今の数字を平均すると約五％であります。六十一年度の政府見通しは五・一％だったのが四・一％に下がっているわけですね。六十二年度はたしか四・六％でしたね。うなずかれました。そうしますと、宮澤大蔵大臣が言うような名目成長率というのはなかなか困難じゃないのですか。いかがですか。

○宮澤國務大臣 先ほどから正森委員のおっしゃっていらっしゃることは、私、大筋でそういうふうにお出し上げているのですけれども、実は「展望と指針」で六とか七とかいうことを言っておったそのものを申し上げたことは、あるいはあるかもしれませんが、とにかく少なくとも今よりかなり高い名目成長率ということはいつても頭に置いておるので、今おっしゃいましたこの名目

成長率でございますね、六・七なんというのがあります。これは五十九でございまして、六十は五・九ですか。五十七、五十八、四％台の名目成長率というものは少し低過ぎるのではないかと。やはり国際経済にも円にもいろいろなことがございます。日本の経済成長率というのはもう少し出てもいいのではないかと。これは多少微妙な問題にも関係いたしますけれども、今、税収を正森委員が御議論になっておると思ひますので、その場合に、したがって名目成長率の問題にいらっしゃるのだと思ふのです。でございますから、実質成長率と名目成長率との間の問題というのは御承知のようにいろいろなことがございます。私としては、名目成長率が四％である、六十一年度は四・一になったわけですね、これなどは一種の物価の非常な安定ということを背景にしておりますから決して悪いことだと思つておらないのでございまして、しかし、例えば昨今のように卸売物価がマイナス一〇％までいったというようなことは異常なことであらうと思ひますので、つまりデフレーターのことを申し上げておるわけでありまして、そこから見ますと名目的にはもう少し高い値が出ておかしくはないのではないかと。いうことを、私は、専門家でございせんけれども、実はひそかに思つております。

○正森委員 大蔵大臣が微妙な問題だと言われたのは、確かに微妙な問題なんですね。

それで、宮澤大蔵大臣、まことに申しわけございませんが、予算委員会でも使わしていただいたんですが、どういうわけか大蔵省の資料が私のところへ入るようになっておまして、またここに、今度は、六十二年十二月に、「官調」と書いてありますから官房の調査企画課ですか、それがお出しになりました「展望と指針」の昭和六十年年度リボルピング報告について」という文書があるのです。それに、いろいろ書いておられるのですが、こう書いておられるのです。1が「経緯」、それから2が「報告案の概要」、その(2)の中に、「今年度のリボルピング報告について主な争点は

下記の通り。」「争点とあるのですね。ポイント・アット・インシュアですね。」「①名目成長率」こうなっております。経済企画庁、よく聞いておいてください。経済企画庁のことをEPAというのですね。大蔵省はMOFというのですか、ミニストリー・オブ・ファイナンス。

EPAは為替レート、原油価格の変動等により、「展望と指針」が想定している「六〇程度から七〇程度」という数値をかなり引下げざるを得ないと主張。

こう言っているのです。これは経済企画庁ですね。以下はMOFの考えです。

他方、財政の中期展望は名目成長率が下げられると「展望と指針」自体が政策目標としている六十五年度特例公債売却の姿を示すことができなくなる恐れが強い。

これはそうです。租税弾性値一・一を掛けたりなんかするわけですから。そこで、EPAとの折衝の結果、名目成長率の引下げと六十五年度売却の姿の明示という二つの要請の接点として、名目成長率については

こう書いてありまして、つまり「接点として」というのは恐らくEPAとMOFとが妥協したんですね。大蔵省がコントロールラビティを發揮したわけですね。そして、

「六十二年度は引き続き低い姿となり、また六十三年度以降も平均六〇程度になると見込まれ、今後の平均的な姿としては「展望と指針」が想定した「六〇程度から七〇程度」を幾分下回る五〇程度から六〇程度になるものと見られる。」との報告文となった。

EPAは本当はもうちょっと低いと思っていたんです。だけれども、余り低くすると租税弾性値を掛け合わせた税収のつじつまが合わぬから、それは困るとMOFがまたこの間暴露しましたコントロールラビティを發揮して、それで引き上げたわけですね。そこでまたこう言っているのです。「財政・金融政策」で、報告のEPA原案では、財政改革に対する認

識がうすく、こうしかりつけているのです。

直面する円高デフレ等に対して財政・金融政策の発動を求めるかの如き表現がみられたため、つまり財政をもっと出動して公共事業をやさなければいかぬというようなことでも言うたんだかな。

行財政改革の推進を重要政策課題としてとりあげさせるとともに、あくまで財政改革の基本路線の下で、必要に応じ、適切かつ機動的な財政・金融政策の運営を行うという表現に改めることとした。

こう書いてあります。それで、そう改めているかなと思つてこの報告を見ますと、まさにこの官調の表現のとおり二十ページ及び二十三ページで改まっているのです。

官澤大蔵大臣は、予算委員会で私が申しましたときに、こういう大きな問題になりますと官僚といふものは、どない言われまじか、水の下と言われまじか、裏面でいろいろ動くものでございまして、言うて理解を示されまじか、何も売上税という大きな問題でなくとも、通常の名目成長率を幾らにするかということでもいろいろコントロールしているわけなんです。その結果いろいろな数字が出てきているということになりますと、初めにまず財政再建の公約ありき、そこでそのつじつま合わせのためには名目成長率を何%にしなければならぬかという議論の発端が大蔵省であつて、そのために経企庁の一応は科学的な、一応はなんと言つたら失礼ですけども、官調です

から一応はと言わなければいけません。その科学的な予測さえしなばねじ曲げられるというのが姿ですね。私は、大蔵省の文書をたまたま入手して読んで一番関心を持ちましたのは、結局経済官庁とか何とか言うけれども、それは政策官庁ですから当然のことかもしれませんが、経済の本当の実態、ある姿から政策を出すのじゃないに、自分がこうあつてもらわなくて困る姿から逆に数字を引き出すという逆のことをやってお

れるというように見ざるを得ないのです。そこで伺いますが、堀田という人は大蔵省出身の人ですか。

○斎藤(次)政府委員 私からお答えするのは適当かどうか知りませんが、大蔵省の出身でございます。

○正森委員 この堀田さんというのはどうやら今官房長官の秘書官をしておるようですね。

○斎藤(次)政府委員 先日秘書官をかわりました、今主計局給与課長でございます。

○正森委員 大蔵省へまた帰つてきたわけですね。

○斎藤(次)政府委員 さようでございます。

○正森委員 この堀田という人が、これは申しわけないのですが、またこういう資料が手に入つていふのです。「取扱注意」と書いてある。「六十二年十一月十日 堀田」となかなか達筆ですよ。リボルビング問題」となつております。それで、ここで官房長官といういろいろやりとりしたいきさつが載つていふのです。実におもしろいのです。こう書いていふ。

いづれお耳に入るかもしれないということで現段階のEPA、MOFの考え方を説明。今言つたこれですね。これは十二月ですけれども、はるか前の十一月十日段階で説明しているわけですね。

(官房長官) 実態がズレを生じているということとなり、名目成長率、物価の計数改定もそれはそれでやむを得ないのではないかと。人件費等歳出面への影響もあろう。

官房長官はなかなか正論ですね。それに対して、堀田秘書官が大蔵省の要望を体して、「中期展望」「仮定計算例」は税収を弾性値で成長率からダイレクトに算定している、成長率が落ちると「六十五脱却」の画が書けなくなる。単なる計数修正にはとどまらない基本問題。

え込むことができたり、個別に実態勝負のできる話。

つまり、説明のしようはあると言つておるので。そうすると、官房長官が、内閣としては「六十五脱却」の旗は下ろせないが、時期をのばすのは、本当のところは、どんなものか。

もうそろそろ時期を延ばしたらどうか、官澤大蔵大臣のように六十五年脱却は夢ではない、できないことはない無理言わずに、やはり時期を延ばしたらどんなものかと言つていふ。それに対して、堀田秘書官はまた押し返して、

一挙に雰囲気があるんでしまふし、実態としてもその間に公債が累増する。国会等ではとりえない方向として言ひ込んでいふ。

「言ひ込んでいふ」とはいい言葉ですね。もう我々に対して言ひ込んでいふのです。だから、今さら変えられない。そうしたら、官房長官のそのまた答えが振返つておるのです。後藤田さんの人柄の羅如たるものがある。本当は後藤田さんにそこに座つておつてもらわなければいけません。

(官房長官) 本来は、増税して六十五脱却を実現するのが、政治としてあるべき姿か。本当は売上税を導入したいと思つたのでしようね。

しかし、それは無理。野党がおるから。「結局、」この後が大事なんです。結局、ウソをつきつづけていくのかな。こうなんです。そうしたら、堀田秘書官いわく、

どこまでホオカブリをしていくかという問題。十二月はじめに向けて、政府内部の話も詰まつていくと思うので、あらためてご相談。こうやつて終わつておるのです。「ウソをつきつづけていくのかな。」とこう言え

ば、官僚は官僚で「どこまでホオカブリをしていくか」という問題。」とこう言つておるのです。だ

から、理財局長や主計局次長も、一見まじめな顔をしていてくれるけれども、皆はおかふりして出てきておられるのです。大蔵省の内部文書を見ると実におもしろい。しかし、これでは国民は困ると思うのです。そろそろ本音をお語りになって政治をなさるといふことが必要なんじゃないですか。何でもしたら部屋へおいでになればまたお見せしますけれども、間違いないものだと思います。いかがですか。

○宮澤國務大臣 承りますと「取扱注意」と書いてございますので、私のお返事も注意をしてお返事を申し上げないとならないのでございますが、それは、確かに予算編成とかそういう時期には、大蔵省、経済企画庁、それから各省庁、いろいろなことをおのおの立場においてベストを尽くして精緻にいたします。それは自分の役所のためというよりは、結局各省庁がそういうことで総合されたときに日本全体としてのまあ適当と思われる結論が出ていくということなんだと思いますけれども、今それだけ精緻な議論をいたしたとしても、六十一年度で一兆七千億円の歳入剰余が出たというふうなことは、実はだれもその段階で見えていないわけですね。それでございますから、そういう精緻な議論は精緻な議論といたしまして、やはり経済全体の動き、動かし方というものは、私はまたこれが政治の役割かと思ひますが、あるのではないかと思っております。

○正森委員 終わります。

○池田委員長 午後一時から再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時一分休憩

午後一時開議

○池田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

西案審査のため、本日、参考人として日本銀行總裁登田智君の出席を求め、意見を聴取いたしました。と存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○池田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○池田委員長 質疑を続行いたします。沢田広君。

○沢田委員 大変お忙しいところ、御苦労さまでございます。

質問に先立ちまして、委員長にちよつと要望を含めてお願いもしておきたいと思うのです。

きょうは若干天候がいいのですが、大変暑い。職員等は今聞いたら、朝、上着は持ってきたのださうであります。こつちに置いておいて来てから着るのださうであります。そこまで配慮しなくてもいいのじゃないのかというふうに思います。

し、委員会の方も、傍聴席、答弁席、職員席を含めましてその辺ははつらつとやろうという意味では、何も暑苦しく構えているだけじゃなく、いろいろに思いますので、委員長において、各ほかの委員も同じですが、質問者とか委員長とかそういうものはこれは見識の立場から別ですが、それ以外は一応解放する、速記者も同じですよ、そういうことで配慮していただきたい、こういうふうに思ひます。

大蔵委員会がそうなればほかの委員会も右へ倣えでなす。これは委員長の権限ださうでありますから、ひとつよろしく。後でお答えをいただきたいと思ひます。

○池田委員長 ただいまの御要望に關しましては、国会全体の慣行とか、それからその他万般の事情を勘案しながら、御趣旨を十分踏まえて理事會等で御相談してまいりたい、検討してまいりたい、このように考えます。

○沢田委員 では、日銀さんには今の金融情勢、極めて流動的な段階でおいでをいただきました。日銀の報告、銀行政策委員会の月報を拝見いたし

ましても、いわゆる失業者も五月の段階で約二百万、百九十四万を数えるというふうな状況もありますし、同時にまた、一―三ヶ月期における実質GNPの消費とかあるいは住宅、設備等々の傾向を考へましても、特にマネーサプライも五月段階からずつと二けた台が続いておるといふことで、極めて憂慮する状況にあるというふうに思ひます。

一方、国債、証券を含めてでしようが、売買総額は、これは兆を超えて一京というのです。六月段階にも既に達しておる。それだけ金が動いている、こういうことだと思ひます。あと、ほかの問題も若干あります。そういう展望を秘めながら、これからの日本経済のインフレ的な傾向があるいは投資傾向あるいはマネーゲーム傾向、そういうものに対して日銀さんとしてはどのように対応されようとおるのか、その見解のほどをお聞かせいただきたいと思います。

○澤田参考人 ただいまお話のありましたように、マネーサプライの動きを見ますと、その中心的な指標として我々が常に注意を払っておりますM₂プラスCDという数字がございます。これの平残の前年比で見ますと、年初来徐々に伸び率が高まっております。七月の速報では一〇・三、五、六、七の三ヶ月は一〇%を超えている、こういうふうな状況でございます。このこと自体につきましては、四月以降の大口定期預金の預入最低単位が引き上がったというふうな制度的な要因、いわば金融の自由化を進めている、やはりそういうものが影響しているということとは否定できませんが、しかし、基本的にはやはり今までの金利引き下げ、金融緩和ということが徐々に進展してきていることが大きな背景になつていて、こういうふうな思ひます。

また先ほど、最近の金融機関の貸し出しあるいは債券運用等、資産面の運用等の傾向等についてもお話があり、あるいはいわゆるマネーゲーム的な、土地、株式、債券等に対する一般の投資というふうな、そういう点についての御指摘もあつたところでございますが、物価面におきましては、

幸いにいたしましたして消費者物価は極めて落ちついた動きでございます。

それから国内卸売物価、このところ若干上昇をみでございますが、前年に比べるとおマイナスである、こういう状況でございます。国内の需給動向や資金コストの動き、さらには現在の供給余力というふうな状態から見て、当面こうした基調が大きく崩れるというふうには予想していません。

が、しかしながら、原油を初めとして国際商品市況の価格がひとところに比べてかなり上昇している、また、住宅建設の増加の影響等から一部の建設資材や化学製品等について値上がりが目立つ、そういうようなことも事実でございます。

さらには、今後は緊急経済対策の効果もございまして、景気の持ち直し傾向が明瞭となつてくるというふうなことが期待されるわけでありまして、その一方において、これまで物価安定に大きく寄与してきた円相場の上昇という事態は必ずしも期待しがたい。このところ、先週末の海外市場から円高傾向がまた見られていて、これはございまして、しかし、持続的な円相場の上昇ということは、今後の情勢上必ずしも期待し得ないところではございます。そういうふうなところから、マネーサプライの高目の伸びを含めて今後の物価情勢には十分注意をしてお守つていく必要がある、金融政策の姿勢をいたしまして一層慎重な政策運営を行つてまいりたい、かように考えている次第でございます。

○沢田委員 若干補足をしながらさらにお聞きをしたいと思います。全国銀行の主要勘定を見ますと、五月末残高でございますと実質預金二百五十七兆、貸出金が二百七十六兆、この数字は何を意味しているものであろうかということが一つなんです。

それから月にいきますと、五月では預金が五兆二千億で貸し出しが二兆六千億であります。四月は二千七百億の預金で一兆三千億の貸し出し、こんな数字で、あと細かい数字を読み上げるのは

省略します。

それからもう一つ気になることは、通貨の流通速度であります。六十一年の四月―六月の時期においては一・二三の数字で動いていたものが、この六十二年の一月から三月までは一・〇八と極めて流通が鈍いという数字が出ております。これを今の経済に合わせてみると、何を意味しているかと日銀さんはとらえておられるのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○澤田参事 基本的には金融緩和が浸透してゐる、そして金利が非常に低下をしてきてゐるという状態のもとにおいて、マネーの保有コスト、やや技術的な言い方でございますが、資金の保有コストというものが低くなつてゐるという状態の中において、市場に広義における経済主体全体の保有する資金が滞留をしてゐるという現象である、こういうふうにかゝつておる次第でございます。

○沢田委員 大変恐縮ですがもう一つ。主要銀行の低金利時代を迎えての運営といひますか、經常利益を上げていく正常な運営については、日銀さんとしてみると今の状態は、低金利で普通の金融機関は大変厳しいのだらうと思ふので、厳しい状況の中にあつて果たしてどうなのであらうか。こういうふうなインフレになる心配があることによつてかゝつて金融機関は助かるということになるのか、あるいはそのことによつて影響を受けるとお考へになつておられるのか、その点をお聞かせいただいて、日銀さんの方の質問は終わりたいと思ひます。

○澤田参事 長期にわたります金融緩和のもとにおきまして、金融機関の資産面における貸し出し、株式や債券等の運用、これが増加をしてゐるということとは争えないところでございますが、こうした形の資産運用が必ずしもすべて不健全であるというわけではございません。しかしながら金融機関の行動自体をとつてみましても、緩和が長期に持続するというのをいけば暗黙の前提としてゐる面があるように思われるわけでありま

そういう前提で金融機関が行動をしてゐるというふうにかゝるだけに、私もといたしましては、金融機関が融資あるいは有価証券の運用に当たつて節度のある態度を維持することが重要であるというふうにかゝつておりました。こういう考え方に立つて日本銀行といたしましては、金融機関に対してあらゆる接点の機会を通じて、節度ある態度を維持するように繰り返して要請をしてきてゐるところでございます。金融機関におきましてもこうした趣旨を踏まえられまして、融資や有価証券投資に当たつて節度を持っていかれるように、強く期待をしてゐる次第でございます。

○沢田委員 どうもありがとうございます。国民生活を守る立場から十分御配慮を賜りますようお願いいたします。終わりたいと思ひます。

あと、大臣はまとめてお答えをいただくことになりました。貿易摩擦について、今我々がこの法案を審議しておりますけれども、東風、西風、いづれにしてもその風の吹く向きに依りながら、今度は東向いた、今度は西向いたということ、大臣はおろおろしてないかもしませんが、おろおろしてゐるふうにも思ふわけですが、そこで、貿易摩擦に對する日本の国論の一致といひますか、与野党の意見の一致を含めて、国民にどう対応していったらいいか、その明確な指針を示す必要があるのではないかと思ひます。貿易摩擦問題について一つの意見をまとめていく、国民の意思を吸いながらどう対応していったらいいのか。相手からかかってくるものから、先に読むことはできませんが、今出てゐる問題だけでも少なくともその指針を示していくべきではないか。言つてゐる意味わかりませんか。貿易摩擦問題が存在しているかどうか、存在しているとすればそれに對する措置を講ずるべきでしょう、こう言つてゐるわけですから、まずそれだけ一点お答えいただきたいと思ひます。

○宮澤国務大臣 国民の多くが、いわゆる貿易摩擦問題があるということは知つておられると思ひますけれども、我が国が過去四十年の間に瓦れ

から自由社会第二の経済大国になつたという非常に急速な変化そのものが、国民自身にそれだけの心構への変化を伴わなかつたとも申しますのでしようか、そういうふうな非常に異常であらう。したがつて、昨今こういう海外からの批判にこたえて、社会資本を初めとする国内の充実を図らなければならぬ、あるいは前川レポートに述べておられますように、産業、経済構造の改革をしなければならぬといったような形で、国民が問題を徐々に理解しつつあるというのが今日の現状ではないかと思ひます。

○沢田委員 結果的に、きょう出てゐるNTTもあつて言へば、予算委員会で一カ月前に通つてゐる支出なんですね。今我々があれに使つたら、これに使つたらと言つてみても、実は死んだ子の年を数えているようなもので、予算委員会では既に使ひ道は通過してゐるわけですね。二十八件かの項目に分けて、それぞれ使つてしまつておる。ただ、我々は次を期待しながら、そうであつてほしいということを言つてゐるわけであつて、歳入委員会の権威は果たしてどこに行つたのかというところを言われてゐるくらいなんです。本来、歳入は予算委員会ですから、予算委員会では支出は決めた、そのかわり四百五十兆円、入る方だけは大蔵委員会です。入る方だけは大蔵委員会です。大臣疑問を持ちませんか。それが悪いとは言ひませんが、とにかくどこかに欠陥があるからこういうことになつてゐるのだらうと思ふのです。

我々も、極めて冷たい感じがしますよ。執行できないうちで建前はあつてもいけません。予算は通過してしまつてゐるし、いづれにしてもそれが組まれて社会に出てゐるわけですから。そして、我々が一生懸命何に使へ、あれに使へと言つてみたつて、それは法案を修正するものではない。要するに、期待を込めての要望を述べてゐるにしかすぎないのです。何か委員会中心の民主主義の基本的な触れる問題にもなつてゐるのじゃないのかという感じがします。委員長を含めて反省してもら

いたのでありますが、これは委員長への質問じやありませんから、大臣にひとつお答えいただきたいと思ひます。

○宮澤国務大臣 しかし、ただいま御審議をいただいておりますこの法案にいたしまして、これが成立いたしますと予算の執行、今回の補正予算の問題ばかりではなく、これから将来に向かひまして、昭和六十三年予算編成を初めとするこれらの予算編成の方針を全く改めなければならぬと申しますか、今まで私どもが心の中でこれをお認めいただくことを前提にして考へておりましたことは全部やり直さなければならぬことになりまふので、そういう意味では、事実上の予算のあり方を左右する権限を当委員会が現実にお持ちであるというふうにかゝつておられます。

○沢田委員 ちょっとそれらしく感じますけれども、とにかく建前はそういうことだと思ひますが、実質が伴つていただかうにひとつそれをお願ひをしておきます。

貿易摩擦問題は、いろいろ各般にわたつています。とりあへず通産省と労働省、人事院、これは労働時間の働き過ぎという問題と貿易の収支全体を一応とらえて申し上げてゐるわけです。その中には米の問題もあるでしょうし、牛肉の問題もあるでしょうし、それ以外のそれそれ自動車輸出の問題もあるでしょう。しかし、日本の経済はいづれにしても、鉄にしても船舶にしても非鉄金属にしても、それぞれが皆冷えのどん底に落ち込んでおるという状況の中で、失業者も言つたやうにだんだんふえてゐる傾向にある。そういう中で貿易摩擦をどう解消して国民の生活の安定を図るか、こういう問いに對してどう答へるかというのが私は今の政府の責任だと思ふ。それで、きょうは全部総理大臣に来てもらうわけにもいきませんでしたので、結果的には一部をお呼びしました。だから、貿易摩擦の解消についてどういふ処方せんを国民の前に出そうとしてゐるのですか、働き過ぎについてはどうなんですか、貿易収支についてはどうなんですか、米や牛

肉についてはどうなんでしょうか、こういうことについてひとつ概括的で結構ですから……。

それから、人事院さんにおいでをいただきました。これは人事院さん、いろいろ新聞の報道では、夏休み休暇の問題、この前提案しましたらけんもほろろに近いお話であつたので、労働省に重ねて来てもらいましたから、人事院の方ではどうなのか、年末年始の休暇についてはどうなのか。もう夏のことを言っても終わりに近いですから、今から上げますなんて言われたらこれは手おくれですから、今度は年末年始についてはどうなのか。百何十時間を二千時間からオーバーしている分、あるいは西ドイツあたりから比べればさらに二百時間オーバーしている分、それをどのような手順で詰めていくかひとつお答えをいただきたい、こういうふうに思います。それぞれ概括的に、もうレクチャーしてしまつて言つてあるわけですから、余り私の方でここで発言する要はないと思うので、それぞれの分野からひとつお答えをいただきたい、このように思います。

○関野説明員 貿易摩擦問題につきましては、現在各省がそれぞれの所掌事務の範囲内におきまして責任を持って対処していくという態勢になつていくわけでございます。貿易摩擦問題ということになりますと、これにつきましまして一番ポイントのは、やはり日本の輸入を拡大する、あるいは市場アクセスを改善していくという点に一番ポイントがあるかと思ひます。この点につきましまして、アクションプログラムを中心といたしまして、政府としても関係各省協力し合ひまして努めている次第でございます。

さらに、中長期的な問題といたしましては、先ほど大蔵大臣の御答弁にもありましたような産業構造の転換ということも考えていくべき問題だということふに考えております。

○小島説明員 労働省は、労働時間短縮につきまして一生懸命やつていらっしゃるわけなんです。ところが、特にその視点は、もちろん労働者の福祉ということでございますけれども、最近の内需拡大の

観点あるいは国際的な並びの問題がございます。それで、西欧先進国に劣らないような労働条件といひますか労働時間短縮にしたいということ、一生懸命やつていらっしゃるわけでございます。特にその中身といたしましては、やはり週休二日制の問題、それから年次有給休暇、これをもっとたくさんつてもらうという問題、あるいは時間外労働を削減しようということをやつております。

それで、手法でございますけれども、やはりどういたしまして考え方を案じていただくということ、いろいろなキャンペーン活動、啓発活動をやつております。それからまた、中小企業等、横並びとかあるいは下請の問題というようにことがございまして、中小企業につきましましては、集団をとらまえて指導をするというようにことをやつております。そのほか、労働基準法を改正するということ、今国会に提出してあるわけでございます。四十時間を目標といたしまして、段階的に短縮していくという内容を持った労働基準法の改正も提案しているところでございます。

それから、夏休みの問題がございましたけれども、これも先生から前に御指摘がございましたので、私も大いに力を入れてやりたいということ、昨年から「はつとウィーク」というキャッチフレーズでキャンペーンをやつてあるわけでございますが、これはそれに「休むのだから、実力のうちさ」という副題をつけまして、どちらかといひますと特に中間管理者から上の方が率先してとつていただくことが望ましいのではないかと、いうことで、そういう副題もつけたわけでございます。これにつきましましては、関係業界あるいは労働団体にもいろいろなパンフレット、ポスター等を配布いたしまして、あるいはいろいろな駅の構内等にも張り出してキャンペーンをしたわけでございます。特に、これは労働大臣が各業界の幹部の方に直接要請をするということで、労働省に各業界の幹部の方々、百余人でございまして来ていただきまして、直接要請をするということもやつたわけでございます。これで、かなり社会的に反

響もございましたので、これはかなり進んだのではないかと思います、これはなお大いに頑張つてまいりたいと思ひます。

それから、夏休みにかかわらず年末年始にもということがございまして、もとより労働省も年末年始あるいはゴールデンウィークということをやつていらっしゃるわけなんです、特に日本の気候その他を考えると、夏休みだけに集中するというものもなかなか難しいわけでございますので、四季折々それぞれの事情に応じて連続した休暇をとることを考えた方がいいのではないかと、いうふうなことで、時折にやつていらっしゃるわけでございます。なお力を入れてやつてまいりたいと思ひます。

それから、特に夏休みにつきましましては、年休の完全消化ということをやつていらっしゃるわけでございますが、今回の労働基準法の改正法案の中でも、年次有給休暇の最低付与日数を六日から十日に引き上げるという内容と、どうしても使うには、現在消化率が五〇%でございます。全体で十五日ぐらいつけておるのですが、半分しか使つておられないというのがございまして、それで、これを計画的に消化することも労使協定によつてできるような法文も盛り込んだのでございます。そういう点でかなり進んでいくのではないかとと思ひますが、まだ私も大いに力を入れてまいりたいと思ひます。

○山崎説明員 人事院といたしましては、時間短縮は重要な政策課題と考えまして、積極的に対処しておるところでございます。

八月六日に御報告させていただきました人事院勧告におきましても、当面週休二日制の拡大を重点課題にしたいということで、四週六休制の本格実施あるいは開庁システムの導入あるいは完全週休二日制についても、具体的な日程にのせたいというふうな報告なり勧告を申し上げております。

さらに、全体の総労働時間を短縮していく必要があるということで、超過勤務時間の問題あるいは年次有給休暇の完全消化の問題等についても、若干の提言をさせていただいております。さらに今後引き続いて、勤務時間あるいは休暇制度全般

にわたつて検討を進めたいと思つております。

○沢田委員

あと質問したいのですが、要望だけしておきます。

ただ、余り慎重にやつておると、今言つたように貿易摩擦というものはきょうあつた問題なんです。それによつて産業構造の転換も進み、あるいは輸出が停滞をするというところで迫られてくる。それが、片方は十年ぐらひ先を見ながらのろのろと歩んでいたのであれば、今必要、求められてくる。緊急措置というものを認識していただいで、後の二十一世紀に備えての対応は対応として、当面この貿易摩擦にどう対応してどうするかというところに対して今度の質問でも、きょうはこれ以上言ひませんが、それに対応した諸策をもつて出てきてもらいたい。要すれば、こゝ一、二年の対応についてどうするかという問題なのであります。その後、また労働時間が延びるか延びないかの問題ではなくて、こゝ一、二年何とかがそうした方法をとらなければ日本の産業全体に与える影響は大きい、こういう認識で対応していただくことをお願いして、通産、労働、人事院、御苦勞さまで。そういう視点をお願いを申し上げて、お帰りをいただきたいと思ひます。

あともう一人、よそ者と言つては悪いのですが、よそから来ていただいているのが総務庁でございます。やはりこの際、一緒にお話ししてお帰りをいただいた方が気持ちも安らぐでしょうから、御質問だけしておきます。

先般も私質問いたしました、軍人恩給について、これは随分調子も言つていらっしゃるわけですが、共済年金並びにすることが望ましい、こういうこととで言われておりましたが、先般の報道を見ますとそうではなくて、これは物価・公務員給与・スライド方式などというインデキスを見出して、物価スライドも見られるけれども賃金スライドも足る。それ、そして、足して二で割つたよりも上の方へ行きそうですが、この場合は三・二、片方は〇・六ですから二%に抑えたというのが前

年度の実績であります。そういう形をとるといふように決めたように八月十日の日経には載っているわけでありませう。果たしてその中身も、自民党さんのいろいろな圧力もあつてというようなことも新聞には書いてあります。遺族会などの恩給受給団体が反発をして、政府・自民党の政治折衝の結果二%となつた、これはこれからは定着をさせることが必要である、こういうふうに言っているわけですね。

それはどういふ理由があるかわかりませんが、そういうエゴだけで公平とか公正を論ずることはできないだらうと思ふのです。我々も痛さを痛さとしてかみしめますが、それと同じように、その辺は謙虚に對応してもらわなければ公正の原則が崩れてしまふ、こういうふうに思ひますので、我々共済年金等扱つてきた者にとつてみれば、この点は共済組合の職員だけが泣かされたのではないかと、いふ恨みも言いたくなるし、冗談じやないといった気持ちもなくはない、そういうことを考へて御答弁をいただきたい。これは直すというなら殺されても直すというぐらゐない気持ちで、ひとつお答えをいただきたい。

○鳥山説明員 一般の公的年金改革に關連した恩給制度の見直しにつきましては、ここ二年有余真剣に私どもも検討を續けてまいりました。しかしながら、これも何度が申し上げたとおり、恩給制度は基本的に性格が公的年金制度とは違ふ面がある、また実態面におきましても非常に特殊性があるといふことで、スライドのあり方につきましてもすべて公的年金と同じ方法にするのがいいかどうか、これは非常に疑問であらうといふことで、恩給の改定につきましても基本的な姿勢を示しました恩給法の二条ノ二という規定がございますが、ここには國民の生活水準、国家公務員の給与、物価その他の諸事情を総合勘案して決める、このように書いてございまして、私どももその原點に立ち戻りまして、物価、公務員の給与その他の諸事情を総合勘案した結果、本年は二%の改定をさせていたゞくことにしたわけでございます。先国

会でもしばしば申し上げましたが、今後の恩給年額の改定に当たりましては基本的にこのような考へ方に沿つて行つてまいりたい、このように考へておるところでございます。

○沢田委員 回答は極めて不満でありまして、それは文官恩給も同じであるし、この説明では国家補償的な考慮を入れてということも言つてゐるわけでありませうが、だから、こういう不公正をつくればあとの台灣の軍人の問題あるいは朝鮮の軍人の問題、北、韓国、それはそれぞれあつても同じで、そういう問題が出るし、あるいはまた樺太の問題も出てくる、こういうことになつてゐるわけでありませう。

私は、出てくるのが不当だとは思ひませんが、要すればその中の公平の原則をどう保つていけるか。それは単にその分野だけの問題ではないといふことを、鳥山さんといふの、そういう答弁をされたといふことは私も忘れませんから、今後いつの日か、また重ねてお聞きしますが、あなたの答弁が変わることを期待しながらきようは終つていきたいと思います。そういう視点を構へて公平の原則が守られるように、しかも一般の職員は今二分の一負担ですね、國民年金以外は二分の一負担。軍人恩給そのものは丸がかりに國家の税金で払つてゐる。そういう点も、いわゆる発想の原點を変えてもらつて見直してもらわなければならぬ、このように思ひますので、これは要望してお歸りをいただいで結構です。終わります。

では續いて、現在も与野黨の國對委員長の會談で減税問題が問われております。この間質問したように、こゝしも二兆五千億に近いいわゆる決算からは余裕金といひますが、名目は別にいたしまして予算を超えた金額があつた、だから今年度の減税はできます、こういうことですね。今年度の減税はその範圍内は可能である。問題は、それが制度につながつた場合は翌年度の担保が必要である、こういうことで大蔵省としては、今年度の制度の改正に伴う分は一兆五千億で済むも本會議で答えておりましたが、一兆五千億は制度改正と

しての減税をやります、それに伴う制度改正は一緒に決めてほしい、こういうことで提案をされた、こう解釈してよろしいですか。

○宮澤國務大臣 政府として御提案いたしましたのは、一兆三千億の所得税減税を御提案したわけでございます。

○沢田委員 きのうの本會議では、二千億上積みをして一兆五千億にしました。それ以上の上積みはできませんが、一兆五千億にしたとは言つたでしょう。言つたでしよう。

○宮澤國務大臣 昨日本會議で申し上げましたのは、八月七日に与野黨の幹事長・書記長會談がございました。四つの点につきまして自民黨の幹事長が意見を申し上げた、それが契機になりまして國會の御審議が始まることになつたわけでございますけれども、その中におきまして与野黨の幹事長からは、二千億円の所得税減税の上積みをお願いする御提案をいたしました、そのいわゆる四項目の自民黨からの御提案につきましては、今後國會の御審議を経てそのようないわば修正でございますが、政府はそれの御意思を尊重いたします、ちよつと回りくどい言葉でございますが、昨日そのように申し上げたわけでございます。したがいましめて、そういう意味ではそのような経緯を経た後に所得税の減税が一兆五千億円になりますことにつきまして、私どももそれは尊重せざるを得ないといふことは考へておるわけでございます。

○沢田委員 一兆五千億を増重するのではなくて、一兆五千億の減税をしますと答へたでしよう。二千億上積みをして一兆五千億の減税をします、それ以上は上積みはできません、そう本會議でお答えになつたのじやないですか。今になつて一兆三千億の案だなんて言われたのは、おかしくなつてしまふのです。

○宮澤國務大臣 平たい言葉で申しますと、そうなることは覺悟しておるわけでございますが、実はこれは政府提案がそうなつておりませんものので國會の御修正ということになら

ざるを得ないわけで、それでどのように申し上げております。

○沢田委員 そうすると、修正案を政府からは出す意思はない、いわゆる議員の方で提案をすることを頭の中に入れて答弁した、こういうふうに解釈してよろしいございませうか。

○宮澤國務大臣 そのとおりでございます。既に御提案をいたしました政府案は動かさずに、院の御修正があるというふうにあの四項目は言つておられるものと考えておるわけでございます。

○沢田委員 四項目ばかり言われるのですが、政府の見解が、中曾根総理大臣もそう答へた、宮澤大蔵大臣もそう答へた、だからその二千億に対する責任の所在は既に政府に帰属するものではないのかと私は解釈しました。しかし今のお話では、二千億上積みをしたのは幹事長・書記長會談で決めたことでは私は決して従つてゐるだけで、その對案は議會がつくつてくだされ。そういう意味にあのときの答弁は聞かえなかつたですね。もつと勇氣りんんで答へておられたと思う。だから一兆五千億についても、政府責任の減税を行いますといふ意味に私は解釈したのですが、そうではないのですか。一兆三千億が政府責任であつて、二千億は國會の中で決めるということを確認してよろしいございませうか。

○宮澤國務大臣 そのとおりでございます。政府は、当初いたしました政府提案を出し直しをして御審議を仰ぐといふことはいたしませんで、當初の提案のままで御審議を仰いでおる。

○沢田委員 早く出してくれといふ何か世論もありますが、とにかくこれはそういうことで確認しておきましよう。

續いて、六十一年度の決算でいきますと、二兆四千三百六十八億が増減の増として残つております。これが六十一年度決算残額ということになるわけでありませうが、いわゆる制度改正でない減税ならば可能な数字だと思います。これは當局から結構ですが、今考へておられる二兆四千億の使途は何になつてゐるのか、お答えをいただきたい

の意見が非常に各般にわたって述べられました。我々の同僚議員からも、これはどうだろうか、あれはどうだろうかという模索を含めて提言もあつたわけですが、今までの議論が予算委員会でも十分行われていれば、ここで再度やる必要はなかったわけでありまして、それを考えますと、やはり今後もあることですが、今まで述べてこられた同僚議員の意見を十分参酌して今後の運営には当たってほしい、こういうふうに思いますが、その点だけ総括的に答えをいただいて、あと残った時間で二、三追加して申し上げます。

○宮澤國務大臣 御発言の趣旨はよくわかりました。

○沢田委員 次に、今の金額でいくと残念ながら一兆三千億、あと特別に何かほかで考えない限り出てきそうもないのでありますが、例えばこれは大臣に一つお伺いしますが、今度扶養控除が上がりまして、共稼ぎをやっている奥さん、ここにも女性の方おられますが、専業の方は十六万五千円ということまで考へてゐる。共稼ぎをやっている人は、やはり生活の苦勞は同じなんです。だから、せめてその二分の一くらいは考へてやっていると、パートの収入も百六万五千円から八万二千五百円を加えた金額くらいに上がる、こういう運動があります。これは一つの例ですが、金額が上がる格差が広がりますから、共稼ぎをしている人の方がかえって苦勞が多いんだという実態を考えると、若干配慮していいんじゃないかという気がします。今は、するなという答えを求めてるんじゃない。そういう気がしませんかというお答えを今いただこうかと思つてゐるわけですが、大臣は、そういうことに対して矛盾はお感じになりませんか、気がしませんか。気がするか、しないかの程度でお答えください。

○水野政府委員 今回の配偶者特別控除は各世帯、共稼ぎ世帯、一人働き世帯、それから事業所得者、特に青色申告を行つておられて奥さんに給料をお払いになっている世帯、そういったもの

もろの世帯の間の負担の調整を図るという意味もあるわけですが、現在共稼ぎ世帯と一人働き世帯とで所得税の負担を比較いたしますと、共稼ぎ世帯の方が例えば同じ五百万の世帯収入でございまして、六割程度の、むしろ共稼ぎ……（沢田委員「気がするか、しないかでないんだ」と呼ぶ）でございまして、そういうことからい

たしますと、そんなに幅広く共稼ぎ世帯にまで認めるといふ必要性はいかがが。しかし、今回そこは若干の配慮をいたしまして、九十万円を超えなくても十六万五千円までは、所得がある場合におきましては配偶者特別控除を部分的に認める、適用させていただくということをやっておりますので、若干その気はする。しかし、完全にそこまでのいくのはいかがかという感じがいたします。

○沢田委員 きょうの段階はその程度で……。ただ、まだほかにもあるんですよ。たくさんあるんですが、私が今挙げたのは一応一例として挙げたわけですが、大臣、一応念頭に置いておいてください。

次に、この前相続について、大臣はわかりませんと答えましたね。これは大臣の名譽のために、総理になる人が相続については知りませんということ、そのまますが済んだのではゆゆしき大事であるというふうな思ひまして、あえてここで質問して相続等を今、今日の段階でどう考へるか、土地を売り払って速くの方へ落ち武者のように行かなければならぬという実情をどう判断されているか、相続税というものはどうあるべきとお考へになつておるか、原則論で結構ですが、きょうの段階はお答えをいただきたい。

○宮澤國務大臣 これは大変難しいことと思つておられます、やはりただいまでも余り明快にお答えができませんというのが本當の気持ちでございまして、やはり相続といういわば自分の、何と申しますか、自己努力によらない原因によつて財産を取得をした、偶発的な原因で、言葉は悪うございしますが、いわば不勞所得のような状況に租税力を求める、こういうことが一つであらうと思

います。また、しかし社会的には、その結果として巨額の財産を相続した者と全くそうでない者との間のバランスをこういう形でとる、そして富の過度の集中を抑える、そういう機能も有するということであらうかと存じます。

○沢田委員 終わります。

○池田委員長 安倍基雄君。

○安倍基雄委員 同僚議員がいろいろの話をされた後でございまして、いささか重複の気味もあり得るかと思ひますけれども、私なりにいろいろ御質問をしたいと思ひます。

まず第一に、今度の法案、これは減税が公共投資か、一種の選択を迫られた場合に、公共投資をとつたという理由は今理解されるわけではございませんけれども、この公共投資の性格について後でじっくりお話をしたいと思ひます。

今まで繰り返された論議でありますけれども、もともと我が党は、行革を通じて減税をすべきだという話をずっと主張してきたわけですが、実は、この間党と瀬島さんとの打ち合わせが何かのときにもNTTの話が出てきて、これは一種の行革の成果だというふうな話も出たわけですが、中曽根さんも以前から、前回の本会議でも我が党の岡田委員が、中曽根さんは減税財源としてNTTを挙げたではないかというふうな質問をいたしまして、それは選挙中だということなんですけれども、それに対して確たる話はなかった。時々中曽根さんは、選挙のときには適当なことを言つてもいいと言わんばかりの言い方をするのでございましてけれども、この二点からいまして、NTTのものでも要するに国債の償還をするんだ、その間いわば一時的に流用するんだというふうな議論は一つの議論かと思ひますけれども、もともと行革の成果という観点からいいますと、これを減税財源に充てられない理由はない。

この辺につきまして、さつきききりと、ベネチアではNTTのことは頭にあつたのだよとかいろいろ話が出ましたけれども、基本論をいたしまして、行革の成果というのをじゃだれがどう均て

んするんだということにつきまして、この法案が減税財源に全く使えない、国債の償還に充てる。この国債の償還に充てるというのは、後からまた問題があるのでございましてけれども、その点についてちょっと私は行革の関連で、なぜこれが減税財源に充てられないのかということをお聞きしたいと思ひます。

○宮澤國務大臣 冒頭に減税が公共投資かという選択云々と言われまして、そういう面があることは確かでございますが、ただもう少し欲張つておりました、実は公共投資をしてそれを出し切りにしないで、無利子ではございましてまた回収をして、やがては国債償還財源にしておこう、こういうのでございまして、そのエントペーダーオーダーのところ少し欲張つておるということ、申し上げておきたいと思ひます。

それで、確かにこれは私は行革の成果であると思つております。行革の成果で、いわば先人の残した財産を私どもがお互いがもつたということとでございまして、何でもかんでもこれを減税にして使つてしまふ、それが大変にまた大事なことであるということであれば、それはできないという理屈はございせん。

ただ、私どもが思ひましたのは、先人の残した財産であるから、それがさらに将来に向かつての財産としての投資、あるいは過去の負債の、負の財産の処理に使いたいと思つたわけではございまして、これを減税の財源にいたしましたときには、申すまでもない、安倍委員がよく御承知でございますから、くだいことは必要のないことですが、財産というものはいつときのものでございまして、そのいつときも財産によつて恒久的な施策である減税の財源にできるかという、そのことはやはり問題があるというふうに思つておるわけでございます。

○安倍基雄委員 行革というのが、今のNTTは一回限りというお話でございましてけれども、いづれにせよ、今度は民営に移管することによつてどういった含み資産が出てくるわけで、過去の長い

蓄積でございますね。それが最後には公共投資と減税とどっちがいいかという話になるのでござい
ますが、最後に私も公共投資の神話というものの
ついて後から——実は、たまたま私は来週に「エ
コノミスト」に論文を出しまして、それが掲載さ
れることになっております。その中で、公共投資
の受益者負担の問題をちょっと取り上げてい
てございまして、もう一つぐらゐ別の論文
を書こうと思っておりますが、最終的には公共投
資というものが、本場にプラスの面と同時にマイ
ナスの面があるよというところを指摘したい。これ
はちよつと耳新しい議論でございますから、短い
時間で言い切れないわけでございまして、これ
は後に回してお話しいたします。

そこで私は、まず第二点で、同僚議員の正森議
員、私と党は違つて右と左と全然違ふのですけれ
ども、なかなか議論が合うところがございまし
て、私も実は、まずこの法案を見たときに、なる
ほどこれで一通最後には国債を償還するために使
うんだなと思つて、見た途端、よくよく見ると、
その大宗を占めるところのBタイプというもの
は、最終的には交付税で償還すると書いてあるわ
けですね。ということは、最後には税金で払うと
いう話になるわけです。

となりまして、一体、この余剰財源でもつてい
わば国債を償還するの税金でもって償還するの
か、そのポイントが、そうすると、これが最後
に、Bタイプでいろいろ事業を行った、それを返
してもらうというときに、交付税を増額するつも
りか、交付税を据え置いて、その分だけ減らした
分の交付税として渡すのか、そこははっきりして
いただかないか、一体それでもつて返したことに
なるのかならないのか。もし、その余剰財源でも
つて最後に国債を償還するという考えであれば、
交付税を増額してはいけません。交付税を
を増額するおつもりですか、それとも交付税をカ
ットしていかれるおつもりですか。

○安倍(基)委員 今回の法案で御提案してお
りますBタイプの無利子貸付金は、その無利子貸
付金の償還時にその同額を補助金として交付する
という形をとりますので、交付税の議論とは直接
関係はないということでございます。

○安倍(基)委員 ということは、補助金を増額し
て返さざるわけですね。今のお話はそうですね。
ということは、いわば税金でその分だけ補助金を
ふやしてそれで返さざるということですね。

○斎藤(次)政府委員 今回のBタイプの無利子貸
付金は、従来の公共事業の補助金を無利子貸付金
という形で貸し付けという形をとるということで
ございまして、償還時の補助金につきましまして
は、その財源問題はございまして、確かに
その分は別途面額を見ようか、別途国が負担
をしてその償還費を補助することになるわけでご
ざいます。

○安倍(基)委員 ということは、その財源はやは
り税金で賄うというだけの話ですね。でございま
すから、N.T.T.の譲渡益で最終的に国債を償還す
るのじゃなくて、補助金を渡して、その補助金を
返してもらつてそこから返すというだけの話で、
やはり新たな財源がなくてはできないわけでは
ない。

と申しますと、これは一時的に流用してそれで
国債を償還するというのは表面の形であつて、内
実はその分の新たな財源を見つけて、あるいは新
たな補助金を渡してそれで返すとなつたら、譲渡
益で償還することにならぬのじゃないですか。

○斎藤(次)政府委員 今回の法案でA、B、Cタ
イプございしますが、そのBタイプにつきまして
は、収益性のない公共事業にいわば無利子貸し付
けをすることになりますので、その点は御指摘の
ように、後年度で国が新たな負担をしてそれを償
還費補助という形で償還していただくということ
でございます。

○安倍(基)委員 でございますから、大臣、これ
は譲渡益、売却益で国債を償還するのじゃないの
ですよ。基本的には一時流用して、流用してその
収益で返すならまだわかりませんが、最後に
は補助金を増額して要するに返さざる。やはり税

金で返すことになるのです。と申しますと、い
わゆる売却益で国債を償還するというのは表面の
形面であつて、内実はそうではないということに
なるのです。いかがでございますか。

○宮澤國務大臣 さあ、それはそう考えるかどう
か、いずれは負担しなければならぬ補助金であ
つたと考えていいのじゃないかと私は思います。

○安倍(基)委員 それはちよつとおかしな話で、
従来の補助金と別個にそれを見ざるを得ないの
ですよ。この辺、ちよつと細かい議論になります
けれども、これは非常に重要な問題でございま
して、譲渡益で国債を償還するといふのであれば、
交付税を将来において下げるか、あるいは新たな
補助金を起ささないか、いずれかでなければなら
ない。新しい補助金を加えて、自治体からそれで
返させて国債を償還するのであれば、まさに譲渡
益で国債を償還することにならないのです。い
かがですか。

○斎藤(次)政府委員 いわばその意味では補助金
の前渡し交付金みたいなこととございまして、後年
度に償還費が生じるときにそれについてその同額
を補助するといふ形でございますので、その意味
では、財源につきましましては、その段階での検討を
要するといふのは御指摘のとおりだと思います。

○安倍(基)委員 その分だけ補助金をカットする
のならまた論議は成り立つけれども、ということ
は、結局ツケ延ばしにしたということだけにすぎ
ないもので、本当の意味の譲渡益による国債の償還
ではなくなるわけですね。それが大部分であるとい
うことは、非常に問題であると思ひます。この点
は、この法案の大きな欠点であると思ひいま
す。この点、大臣、お認めになりますか。

○宮澤國務大臣 私は必ずしもそう思つておりま
せん。先ほども前の前の御質問に政府委員がお
答えしておりましたが、仮に毎年十億円ずつの下
水道なら下水道の補助金を、十年たてば百億円で
ございまして、ある面的な開拓がありますと
ときにこれを一時にやらなければならぬ、そこ
で百億円そこから支出をする、その償還時に、十

年たちましてその百億円で埋めてやるということ
であれば、その百億円というのは十年間にはい
ずれは支出すべかりし補助金であつた、それをま
めて前に出してやるということでありまして、
新たな負担にならないと思ひたいのではありません
かと私は思ふのであります。

○安倍(基)委員 ちよつとその辺は、そうする
と、補助金は当然出すべきものであつたからその
分新たなものではないという議論ですけれども、
それはちよつとおかしいのじゃないかと思ふので
す。

本来なら、こういつた資金がなければならな
かつた事業まで始める、その結果最終的に補助金を
増額せざるを得ない形になつて、それで返すとい
うわけですから、私は、大臣の御意見は私の意見
としてはツケを後世に残すだけの話である、一時
的に早くできることであるといふことが第一点だ
と思ひます。この点私は、大臣もう一遍この辺落
ちついて考えて論議づけてもらいたいと思ひま
す。

二番目に、もしそうであれば、私は公共事業
が、私もかつて役人をしておりまして、そのとき
公共事業の前倒し前倒しといふことでさんざんや
つたことがございまして、その結果、非常に不意不
要と言つては悪いけれども、そういったところま
で予算がついて、それをどんどん使つたという
経験がございまして、今度の場合、財源が相当ばんと
出てきてやれるといふことになりまして、効率化
が非常に問題となる。本当に効率的な用途に使わ
れるかどうか。もし、これが将来その分は補助金
で賄われる、最後には見えてもらへるという話にな
れば、効率化についてシビアナ審査なくして事業
を始める可能性もある。もし、自分らが本当に
最後には返さなければいかぬという話であれば、
それなりの効率化を考えると思ひますけれども、
最後は補助金で面倒を見てもらへるんだという話
であれば、その効率化、いわばその経済効果につ
いての審査は非常にルーズになる可能性がある。
この点、私は非常に心配しているわけです。この

点について果たしてその審査が行われるのかどうか、経済効率についてどう考えておられるのか、大蔵省の意見を承りたいと思います。

○斎藤(次)政府委員 私どもとしては、今度の無利子貸付制度というのは、従来の公共事業の補助金以上により効率的、重点的な投資ができると実は期待しているわけでございます。これは法律にも書いてございまして、面的開発に伴うような一体的緊急整備を要するプロジェクトに重点投資をするということでございまして、従来の公共事業のタイプと違つた新しい公共事業をこれで行き上げていくという期待を私どもは実は持つていくわけでございます。

○安倍(基)委員 繰り返すようですけれども、最後は自分たちが負担せねばならないと考えれば、それだけシビアに物考えるのです。いつかは補助金でやつてもらえるということになれば、そのシビアさは消えていきます。今の効率的に使えろという判定はだれがするのですか。

○斎藤(次)政府委員 お言葉返すようでございませうけれども、無利子貸付金は国の補助負担の分だけ無利子貸し付けでございます。それに伴つて、当然地方にも裏負担というものはあるわけでございまして。したがって、地方はそれだけの裏負担をしつつ事業を実施するわけでございまして、国の分につきましては、確かに後年度償還費の補助がございまして、地方が負担する地方負担分については地方が負担をしていただかなければならぬという問題もあるわけでございまして。

それから、事業の適正な執行計画につきましましては、法律の要件に従つて事業官庁が適正に執行してくるものだろうと思ひますが、私どもも実施計画の承認等の事務を通じて、そこは慎重、厳正に採択をしていきたいと考えておるわけでございまして。

○安倍(基)委員 私は、地方も負担があるからどうにかきかんとやるだろうという一つの見方もあるかと思ひますが、国に最終的に相当の部分を負担してもらえろという安易さがある限り、

シビアさに欠ける面が大分出てくるのではないかと。しかも、当初の売却益で国債を償還するという話が結局すりかえられていくというこの点について、この法案は非常に問題であると私は考えております。

その話はひとつおきまして、民活に今度使うという話が出ておりますね。民活に使う話が、量は少し量じやないわけでございまして、さつき同僚委員からどういふ民活が考えられているかという質問がございましてけれども、これは例えば東京湾横断道路みたいなことを頭の中に描いていくのでございまして。

○斎藤(次)政府委員 Cタイプの公共事業というのは、開銀等を通じて行う民間能力活用施設整備事業貸付金ということでございまして、経済社会の基盤の充実に資する施設を整備する対象事業分野のうち、地域の活性化に資するもので公共性の高い施設を整備する事業ということで、具体的に七つの事業を考えております。

民活法対象事業、民間都市開発推進機構事業、リゾート法対象事業、テクノポリス法対象事業、産業基盤整備基金貸付事業、関西文化学術研究都市整備事業、テレトピア、ニューメディアコミュニティ事業というところでございまして、横断道は対象に入っておりません。

○安倍(基)委員 私は、東京湾横断道が入っているかということではなくて、ああいうタイプのやり方のものを頭の中に描いているのかということについてお聞きいたします。

○斎藤(次)政府委員 具体的には、地方公共団体が貸出している第三セクターが行う今挙げました七つの分野の事業のうち公共性の高い施設の整備をする事業に、無利子の貸付金を開銀等を通じて行うということでございまして。

○安倍(基)委員 私は、一つの例で東京湾横断道路についてちょっと取り上げたいと思ふのです。今、第三セクターでやるというのはその小型版というふうな考えかたと思いますが、東京湾横断道路についてちょっと建設省にお聞きしたいけれども、これはどのくらい費用がかかつて、その購入費は最終的にだれが負担するのですか。

○松延(次)政府委員 お答えいたします。東京湾横断道路の建設費は一兆一千五百億円でございまして。それから、東京湾横断道路の完成時に道路公社が購入する購入価格でございますが、これは昭和七十年の完成を予定しておりますので、支払われます引き渡し価格は九千三百九十七億円でございまして。

〔委員長退席、熊川委員長代理着席〕
○安倍(基)委員 大体一兆円くらいの規模の購入費ですね。これは最終的には道路公社が買うのですよね。要するに道路公社が全額買つてしまふわけですね。となると、民活といつても、どの部分までが民活かということが非常に問題になる。これからの民活はいろいろなタイプがあると思ひますね。この判定、これは一体何の役に立つのだとか、どのくらいの収支採算があるのだとか、その辺がそれぞれのいろいろな型がある。例えば東京湾横断道路の場合には、最終的には道路公社が丸々面倒を見るわけですね。大体建設費相当額でございまして、丸々面倒を見るわけですね。一体何の民活か。

私はここでお聞きしたいのだけれども、この横断道路の建設の法律もできました。どういふ基礎研究というか、委員会をつくつて内部でも研究した、それを私はちょっと読んでみましたけれども、それは一体国土庁とか内閣とか、その辺がどの程度タッチしてやったのか、ちょっと御説明願ひたいと思ひます。

○松延(次)政府委員 東京湾横断道路は、道路整備特別措置法に基づきまして日本道路公社が行う一般有料道路でございまして、同法第三条に基づき、七月十日に建設大臣が道路公社に対し許可を与えたところでございまして。

東京湾横断道路の事業方式につきましては、民間の資金、経営能力及び技術的能力等、民間活力を活用して建設を行うこととしておりまして、さきの第百四国会におきまして、東京湾横断道路の建設に関する特別措置法が制定され、決定されたところでございまして。

具体的には、道路公社と東京湾横断道路株式会社との間で締結されました建設協定に基づきまして、道路公社が基本的な調査及び設計、敷地の取得、対外調整等を行い、東京湾横断道路株式会社が行う方式となっております。

路線につきましては、川崎市を起点としまして、木更津市を経由しまして成田市に至る一般国道四百九号の海上部……

○安倍(基)委員 そんな細かい話を聞いているんじゃないで、これをつくるのについて国土庁と国土開発、つまり要するに全体的な枠組みの中に、建設省とあれがつくつたと言ふけれども、国全体の国土開発の關係の国土庁は關係しているのですか。

○松延(次)政府委員 国土庁は關係しておりません。

○安倍(基)委員 大臣、これは民活の目玉だといつて行われた大計画ですけれども、国土庁とは全然無關係にやつていられるんですよ。一兆円に及ぶ工事が。しかも、それは道路公社が丸々買ひ取ることになつていられるわけですね。それを聞きまして、何の民活であらうかと。私は、実は今度の論文の中に、土地政策を論じているのはございましてけれども、メガロポリスをこれ以上巨大化することとは問題である、大災害もあり得るしと。そういう一兆円に及ぶとすると大きな計画が、国土開発全体の見地から十分検討されないままに、ここに車を走らせればペイするだろう、そしてその周辺が大きなプラスになるだろうという程度の研究で実行されている。しかも、最後は道路公社が買ひ取る。もし、これが民活の一番の目玉であれば、これから行われる民活というのは一体どういう形で

行われるのかということが私は非常に疑問でございましてけれども、いかがでございましてか。

○宮澤(次)政府委員 東京湾横断道路と国土庁の關係につきましては、私、実はつまびらかにいたしておりませんのでお答えができませんが、この御審議いただいております法案のいわゆるタイプC、

先ほど政府委員から御説明申し上げておりましたが、いわゆる公共性のある事業、公共性の高い事業の中で、それは社会資本もその一つでございませうけれども、あるものは完全に市場経済の中で供給できるものがあると思ひます。それは、受益者がそれだけの負担ができる種類のものではございませう。また、ある種のもは全く市場経済の中ではできない、それは受益者負担がゼロの場合であらうと思ひます。これは国、公共団体がやるしか仕方がない。

その中間に、非常に公共性は高い、しかし全く民間の資本でできないというわけでもない、ある種の補助金を国がするならば、非常に公共性の高い社会資本であつても、あるいはそれに類似の施設であつても民間の資本でやり得る、そういう部分があると思ひます。それが、私どもがここで民

活と考へて、いわばタイプCの融資の対象にしようとしてゐる部分でございませうが、まさに安倍委員のおっしゃいますように、それは解釈いかんによつては無限に拡大をする可能性があります。公共性がある、ないということは判定が必ずしも容易なことではないと思ひます。したがひまして、このタイプCの対象になる民活の仕事、タイプは七つでございませうが、限定的に考えることにいたしてございませう、それによつてこの無利子の資金がいわば全く私企業の私利私欲のみに使われるということは防がなければならぬと思つております。

○安倍(善)委員 ちよつと今の話に關連しまして、あるいはそこまでの調査ができてないかもしれませうけれども、例えば横断道路ができれば、千葉のその辺に土地を持つてゐる連中は非常に利益を得るわけですが、現状はあの辺の地価はあれで動いてゐますか、動いてゐませんか。

○森田(明)委員 答えします。ことしの四月一日に公表いたしました昭和六十二年地価公示によりますと、千葉県の東京湾横断道路取りつけ部附近の市町の全用途平均の対前年変動率でございませうが、木更津市で三・〇％、

君津市で二・一％、袖ヶ浦町で一・三％でございまして、一年前の対前年変動率と比べますとそれ若く上回つておるといふ状況でございませう。これは木更津市や君津市の特に商業地におきまして、それぞれ六・七％、九・八％とやや高い変動率になつてゐることによるものでございまして、木更津市におきまます駅前再開発の進展あるいは君津市における大型店舗の進出等がその要因であると思はれます。

また、最近の地価動向でございませうけれども、地元の不動産鑑定士等の意見を聞いたところによりますと、これらの都市では、商業地を中心に引き続き上昇傾向は見られるといふことでございませうが、その原因は今申し上げましたもののほか、東京の地価上昇の周辺地域への波及等によるものとする見方が多いところでございませう。

○安倍(善)委員 まあ、これは細かい話はいいです。要するに、もしこの橋ができたところには当然相当上がるわけですよ、大分先の話だから。といふことは、公共投資といふものは周辺にいろいろな利得をもたらすのです。

この間実はある週刊誌に、光が丘あたりの何か住宅公団のマンションに六千倍ぐらいの人が殺到したといふ話でございませう。なぜかといひますと、そこに地下鉄がございませう、それだけでもつてすごい値上がりをする。したがひまして、公共事業といふものは、必ずその周辺に相当の利益をもたらす。それは、場合によつて大なり小なりあると思ひます。それはどの辺までが利得かどうかといふ問題はありますが、すべて公共事業は国のためだといひますが、本人が自分たちで負担してできるものであればそれだけ効率もシビアに考えるけれども、いわば一般の納税者の負担でそういうことがあると、その公共事業が行われた地域だけが非常に利得して、しかもその周辺の人間が利得するといふ問題があるのです。

でございませうから、税の上でいわゆるクロヨンとかいろいろ言つてゐますが、こういった公共事業

業におけるいわば所得差の発生、例えば田中さんの鳥屋野瀬事件といふのがございませう。何か堤防をつくつた、堤防をつくつた後はその辺の土地が非常によくなるので、田中元首相のいわば関連企業がそこを買つた、それでまた大きな金脈であるといふ問題が起つたわけですから、堤防ができれば田中さん系の企業が買わなくても、堤防ができればその辺の人々はすごい利得を受けるわけですから、たまたま、それを事前に知つて買つたといふこともつて問題となつてゐるだけであつて、そこに堤防をつくる必要があつて堤防をつくつたならば、その周辺の人間はべらぼうな利得を受けるわけですよ。それは否定し得ない事実です。さつき地下鉄の駅ができれば、それだけでその周辺の地価が暴騰するといふことと同じなわけですね。したがひまして、公共事業といふものは今までプラ

ス面ばかり考へられておつた。確かに、それに關連する公共資産といひますけれども、本当は、一番の原点は、その周辺の人間が犠牲を払い、金を出し合つてつくるのが原点であるべきなんです。本来は、それでなければ、公共事業を行つたときにそれによつて個人的に得る果実といふものは、何らかの形で吸収してしまふべきである。現在は、最後には土地を売るときにすごい税金を課するじゃないかといふ話が生じますけれども、土地を売るのは随分先の話だし、しかも、そのときの土地税制といふのはそのときで変わる。したがひまして、私が公共事業に考へるべきことは、効率的な運用といふことがまず第一。そのためには、やはり親方日の丸ではない。親方日の丸の面があるにしても、それはそれなりの受益者負担といふものがなければ、公共事業を受けるところだけが得をする。例えば新潟県だけ得をするとか、まあそれは語弊があるかもしれないけれども、そういう要素がどうしてあるのですか。私は、何も貧乏なところに金を持つていつてはいかぬと言ふのじゃないけれども、これからは、公共事業がよいといふ公共事業の神話といふか、その面ももう一遍吟味すべきな

んだ。

公共事業が減税かといふときに、減税はいかに恒久財源がない、そういうような言い方をしますけれども、減税の場合には非常に広くそれで益を受ける者が多いわけですよ。公共事業の場合には資産と言ふけれども、その資産をもちようところは限定されるわけですよ。そのために、その地区の者が得をする。だからこそ、陳情合戦あるいは集票のために政治家が公共事業を持つていくといふシステムにならざるを得ない。公共事業のプラス面といふのが非常に大きく言われておりましたけれども、さつき私は、公共事業が減税かといふときに公共事業はすべて善である、減税は後の財源がないから悪であるといふような考え方はおかしいのじゃないか。今度のNTT、これを一時的に公共事業に流用するといひますけれども、一つには、さつきいみじくも正森委員が指摘しましたように、一度始めた事業といふのはそう簡単にやめられない。そのときになつて大きなツケが回つてくるといふことが一つございませう。

もう一つは、安易なやり方であればどうしても効率性が無視される。東京湾横断道路をつくつて、最後には大地震が何かあつて、メガロポリスが相当ひどい目に遭ふといふことも私は考へてゐますけれども、そう本当の意味の長期的な効率を考へてゐるのかどうか。それだけの公共事業において、果たしてこのNTTの売却益を、公共事業だからいい、公共事業だからいいという言ひ方で考へてゐるのだろうか。

非常に基本論になりますが、私は実はいろいろなところでアメリカのある都市の例を言つたのですけれども、あるところで新しい発電所をつくると、そのときに、要するに新しい負担をみんながしよつてつくるか、あるいは今のままで我慢するか、地方自治体はかんかんがくがく議論して、そのあけく昔のままで我慢した。自分たちが負担すれば、それだけシビアに物考へる。私は、何も貧乏な地方自治体と富裕な自治体と

格差がそのままいいということじゃ絶対ないの
です。やはりこれは財源の地方配分の問題も起こ
りますし、私は今度の論文の中で、これは前から
指摘しているところですけども、メガロポリス
に財源が集中し過ぎていて、ですから幾ら土地が
上がっても、そして固定資産税が上がっても、そ
れはメガロポリスに集中するばかりだ、ですから
土地税制に手をつけても意味がない、譲渡だけに
目をつけると、そこがやはり土地政策の大きなネ
ックになっておるということを私は指摘しました
けれども、今度のNTTの考え方が、基本的には
公共事業なら資産が残るといふだけの話で、だけ
というのは言い方は悪いけれども、その辺に重点
を置いて、減税は恒久財源がないからだめだとい
う思想がある。

公共事業が非常に波及効果があった時代ならま
た別なんです、公共事業の場合にもいい公共事
業と意味のない公共事業とがある。これをいかに
して選別していくかというシステムがない限り、
これはむしろ非常に富の不公平を生んでくる。そ
の意味で、今度のNTTのいわば剰余金を使って
一挙にどんな公共事業をやすという話が、
ルーズな公共事業をむしろやしていくのじゃな
いかという懸念を大きく持つわけです。この話ば
かり余り長くなりますとあれでございますけれど
も、この辺は公共事業についてのいわば反省が
要るのじゃないかと思えます。

これと関連しまして、通日私と同僚議員が、今
度の公共事業は土地の取得費を減らした、二〇%
くらいが平均値であって、あとは波及効果を考え
て、要するに土地の取得のない場所であるとい
うような言い方をされました。それは一つの考え
方かもしれないけれども、逆にしかし土地の取得
が必要のない公共事業というのは、ある意味から
いうと経済効率の悪い、つくってみても余り大し
た意味のない公共事業かもしれないのですが、土
地の取得を減らしたところの公共事業というのは
どういふことを言っておられるのですか。
○斎藤次（政府委員） 例えは一般的に申します

と、典型的な例としては下水道の環境事業などが
ございまして、これは土地の取得を要しないとい
う意味で非常に経済効率性が高いかというよう
なことがございます。

それから、今般の補正で土地取得費を極力抑え
た処置をとっておりますのは、やはり緊急の経済
対策でございまして、土地の取得費に金が流れ
ますと、それは経済刺激効果が少ないという観点
も当然に考慮したわけでございまして。

○安倍（基）委員 下水道なんかは非常におくれ
ている面ですから、これは大いに力を入れていつ
てもいいと思えますけれども、いざにいたしまし
ても、公共事業が善である、減税の場合には、財
源がない場合には要するに問題であるということ
はちよっとおかしいのじゃないか。逆に、公共事
業の場合に、これが永続的に行われるためには、
それによって益を得るところからやはり物を吸い
上げることを考えなければならぬ。例えばさき
きの横断道路であれば、対岸の千葉の辺がいわば
非常な利益を得るわけです。さききの光が丘の例
でも、地下鉄の駅が一つできればその周辺の人間
がどつと得をする。これは捕捉のしようがないじ
やないかという話になるかもしれないけれども、
私はそこで言っておりますのが、固定資産
税、土地保有税を考えなければならぬ。それが
また、いわば地方税なるがために手をつけられ
ていない。

私はこの論文でも指摘しましたけれども、地方
財政における固定資産税の割合は、昭和三十五年
が住民税とはほぼ同じパーセンテージだったのが、
今や法人住民税、個人住民税が大きく伸びて、固
定資産税が非常に下がっているわけです。という
ことは、一般サラリーマンにしわ寄せされてお
つて、そういう保有者に対する税が安くなってき
ている。ということ、公共投資の果実が一部の土
地所有者の手に温存されているということござ
います。この点、今度のNTT法案の一つのあれ
にいたしまして、公共事業というものと減税との
バランスをどう見るのか。単に資産資産といつて

も、本当に援助を受けた人間だけが得をして、そ
の利益が一つも税として反映されない。売上税と
いろいろなことを言う前に、この膨大な公共事
業によってウインドフォール・プロフィットを受
けた人間、そこからいわば吸収すべきである、財
源を求めるときである。そうじゃなくて公共事業
の財源を一般の財源に求めていくと、これはどう
してもサラリーマンに対する重税になると私は考
えます。

でございまして、私は今ちよっと大蔵省の人
に資料として頼んであるのですけれども、直間比
率だけじゃなくて、国税、地方税を通じた資産税と
所得税の比率、そういう面からのアプローチが必
要じゃないかと私は考えています。まだまだ主税
局の担当の課長に言った程度ですから、そのデー
タをもらった上で検討したいと思えますけれども
も、私はその論文でも書いたのですが、結局国の
負担がどんどんふえていく、ところが地方税に一
つも手をつけられない、そのために非常に富裕自
治体においては本当に財源のことを考えないでも
どんどんできる。財源と機能の再配分というの
は、本当に真剣に考えていく時期になっているの
ではないか。直間比率とか売上税と言う前に、国
税、地方税全体を通じての所得、資産税の比率、
その辺に着目して税制体系を見直していくべきじ
やないか。マル優問題とかいろいろございすけ
れども、マル優の問題も、もつともつとこうい
う全体の税制の再検討の中で考えるべきなのであ
って、国税はこの部分だ、だから取りやすいところ
から取るという考えはおかしいのじゃないかと思
います。大臣のお考えを承りたいと思えます。
○宮澤（国）大臣 大変に広範なことを言われま
したのであれでございまして、開発利益、それは確
かにそういう問題がございまして私は私もよく
気がつきますが、ただ、それを利益を取るとい
いまして、実際に売買が行われて租税力がある
という場合はともかくといたしまして、保有その
ものについての課税はおのずから限度がある、い
わば実現されない所得ということになりますか

ら、おのずから限度があるのではないかというよ
うな感じが私はいたします。
しかし、それにいたしまして、地方富裕団体
とそうでない団体との関係、殊に東京のようなメ
ガロポリスとそうでない団体との関係、あるいは
また資産、所得、消費の三つの間の課税のバラ
ンスをもう少し考えるべきではないかといったよ
うな点につきましては、いろいろな問題を含んでお
りますことは御承知のとおりであらうと思いま
す。

○安倍（基）委員 問題がいさか大ぶろしきの話
になりましたけれども、これからまたマル優問題
が討議され、所得税の問題が討議されます。私ど
も基本的な考え方は、本当はそういう税体系全
体を見直す、その一環としてやるべきなのであ
って、減税をやるためには財源が要するというこ
でマル優を持ち出す。一方において、本来は減税財
源とまで一時は考えられておったNTTのいわば
余剰を、本当の意味で国債償還に充てるのではな
く、結局はツケを先に延ばす形で公共投資に流用
する。公共投資も、その過程におきまして恐らく
は相当、ルーズと言つては悪いけれども、経済効
率に対して必ずしも十分な審査がし切れない形の
公共投資になるおそれもある。

我が党はこのNTT法案、形は何となくあれだ
けれども、やはり基本的にはおかしいぞという態
度で臨んでおりますと同時に、マル優問題、これ
から審議される所得税法の問題につきまして、
減税のためには財源だ、けれどもマル優はこう
だ。私はもともと、当初出た途端に、一人当たり
の非課税貯蓄は幾らだ、一人当たりが大体二百万
ぐらいたという話を引つ張り出して、それを随分
つついた一人ですから、このマル優問題につ
いては正すべきだという議論はしておりました。
しかし、今の皆さんの提案、これはこの次の委
員会になると思えますけれども、一世帯一口くら
いはいいじゃないか、そういう形でむしろ考えて
いくべきじゃないかという議論でありますけれど
も、そういったマル優問題というのは、売上税の

問題にしましても、もともとと税制体系全般、国税、地方税の枠をどうするか、公共投資とその受益者負担をどうするかという、全体の枠組みの中でむしろ考えるべきであつて、それだから私どもとしては、N.T.T.の売却益があるところでまず減税を行つて、その間に行革あるいは税制の再検討という、じっくりと腰を落した議論をすべきなんじゃないかと思つておるし、私どもの党の方でもこの問題を考へてゐるわけです。私が今ここで提案いたしました、直間比率だけじゃなくして所得税がどうあるべきか、資産税がどうあるべきか。

さつき土地を売るまでは具体化しないとおつしやいましたけれども、もし非常にいい場所を占拠してれば、それを例えば高層化して効率的に運用する、そして年々ある程度は負担するけれども最後の譲渡のときには税金が余りかからないという、いわば期間的にならした負担がむしろ正しいのではないかと。そういう形をしていけば公共投資における果実も早い時期に吸収される。現在、公共投資における果実が熱れるときになつてはんと入つてくる。しかも、そのときになると、やはり高過ぎるとかいつてすぐ減免が問題になるわけですから、少しずつ払つておればそういう問題は起こらないわけですから、それがメガロポリスの地方税という形になつておきますから、ますます地方団体の格差を高める税制になつてゐるわけでございます。

この辺を全部トータル的に考へた上の税制改正、その一環としてのマル優というのが正しいアプローチであつて、N.T.T.における売却益は当面減税財源に充てて、その間に十分検討するというのが私は正論だと思ひます。この辺について、恐らく所得税のときの議論としてまた出てくると思ひますけれども、まだ時間がございますから、もう一度最後に大蔵大臣の見解を承りたいと思ひます。○宮澤國務大臣 それはお話が結局冒頭に返つたわけだと思ひますが、我が国の社会資本がもとと極めて貧弱であつて、老齡化社会になりません

間に先進国らしい社会資本の充実にしておくべきだと思はれて思つておるわけでございますけれども、たまたまそういう先輩の残してくれました資産の蓄積がございますので、それはそういうことに使うのが本来の筋ではないかという気持ちも強く持つておりました。ただ、これはもともと国債という負債の財産を償却する、償還するのが大事な仕事でございますから、終局的にはそこへ向けるようにして、その間恐らく何年間か、やはり社会資本の充実に使つていくことがよろしいのではないかとと思つております。

減税の必要がないと考へておるわけではございません。ございませうが、減税をしてしまふということとはこれを使つてしまふということであつて、国債償還をすることと相反することでありまして、またさういふことでございませうが、一連始めました減税は恒久施策でございませうから、この財源がなくなつたときにはそれに見合うものを考へておかなければならないという問題がございませう。それに反して、資産を取得する、社会資本をつくることはいわば一遍限りのことでございませうから、それがつくられてしまふばこの金はその目的を達する、こういうこと等を考へまして、こういう御提案をいたしましたわけでございます。

○安倍(基)委員 水かけ論になりますけれども、さつきの負債の債務を消すということには実態上なつていない。実際上は、最後に要するに補助金でもつてやらざるを得ないという話。それから、社会資本の充実に申しますけれども、公共投資における果実を吸収して公共投資を行つていくというのならわかりますけれども、その資金がたまたま流れ込んでいくところだけが社会資本が充たされる。しかも、そこにおいて富の不均衡が生じるといふ面を、公共投資に対する神話ではなくて、公共投資も悪い公共投資がある、いわば富の不均衡をふやすような公共投資、しかも余り経済効率のない公共投資、いろいろな種類の公共投資があるということを我々はもう一遍反省すべきじゃないかと思ひます。

そこで、私は次にコム問題を取り上げたいと思つておつたのでございませうが、時間もございませんで、五分程度では十分な議論もできませんから外為法の審議のときにまたやりたいと思ひますけれども、五分ございませうから、せつかく外務省の方が来ておられますのでお聞きしたいと思ひます。

こういうコム問題というのはこれから一つの大問題になるわけでございますが、確かに今度の東芝機械はああいうことをすべきでなかつたと思ひますけれども、ほかの国との例がどのくらい、どうなつてゐるのか、それに対してほかの国は今までどう対応してきたのか。私は学生として海外におつたのですけれども、アメリカというのはいくぶん弱く、ちよつと薄のろの友人がみんなから寄つてたかつていじめられてゐるのを私は何回か見ておりますので、そういう点で、ほかの国の対応、ほかの国の状況だけでもお聞きしておいて、この次に聞くときの参考にしたいと思ひます。外務省、どうでございませうか。

○赤尾説明員 お答えいたします。諸外国には日本と同じように輸出管理関係の法律あるいは体制がもちろんあるわけですが、それと違つた事例あるいは違反した場合は、処罰等についての御質問かと思ひますが、各国とも、特にアメリカ、イギリス等は比較的厳格に違反の事件を取り締まつてゐるとの説明を受けております。

具体的に申しましょうか……。○安倍(基)委員 私が聞いておりますのは、取り締まり法規がどうなつてゐるかじゃなくて、どういふ具体的な例があつて、そのときにどう対応したか。日本はすぐ謝つてしまつてあれてゐるけれども、日本以上に悪質なものも随分あるのじゃないか。アメリカ自身でも、今度の機械なんかにつきましたも、ある意味からいへばいい大工道具というだけの話であつて、一番の設計図は全然違ふのだという議論もありますし、ほかの国と

比較して本当に日本がこれだけ——私は、このコム事件について、東芝機械あたりをそうそう弁護してゐるつもりはないですけれども、ただ、日本の対応としてほかの国に比較して、言われたらはいかというところが余りにもあり過ぎるのじゃないか。だから、ほかの国にどんな例があつて、どう対応したのか。ノルウェーの場合は聞いておりますけれども、その前に、過去にこれに類似なケースが一体どの程度あつたのか、そしてそれに對してそれぞれの政府はどう対応してきたのかというのを聞きたいわけですから。

○赤尾説明員 例えはアメリカの例を申し上げますと……(安倍(基)委員「アメリカよりもむしろほかの国を、アメリカは本人だから」と呼ぶ)はい。例えはアメリカを簡単に申し上げますと、例年二十件前後の違反事件が摘発されておりました、法律に基づいて処罰を受けております。イギリスの例を申し上げますと、私たちが伺つておりますのは、過去二年余りの間に十五件について起訴されております。

○安倍(基)委員 ちよつと時間がないかな。きょうはしり切れたトランプになつてしまふから、コム事件は後回しにしましょう。私がせつかく呼んだ関係者もおられますけれども、余りあつちこつちの話をなつてもしょうがありませんから、一応それは外為法のときの問題といたします。いすれにいたしましてもこのN.T.T.法案は、今は忙しいものですから書いていませうが、「公共事業の神話」という表題でまた論文を書いてみたいと思つておりますが、月曜日に出版する「エコノミスト」に土地政策の問題を私は書いておりますけれども、それを読んでいただきまして、今度の減税問題あるいはマル優の問題にどう対処するかについてひとつ御参考にしていただきたいと思います。

始めた公共事業はストップしない、そちらの方が怖い。昔、公共事業と減税と言ったときに、減税は一度やったらもとへ戻らぬ、公共事業は伸縮自在であるという考えで、公共事業にむしる重点を置いたわけです。しかし、こういった形の公共事業がどんどん始まりますと、かえって減税よりも、後でとまらないよ、とまらないよというように話がでてくる可能性がある。その意味で私は、このNTT法案は決して賢明な法案ではないと思います。

これは話の言い合いになりますから、最後に、これから総理を目指される官澤大臣が、税制のいわば基本的大枠の中で、しかも国税、地方税を含めた中で、個々のマル優にしても公共事業にしても考えていただきたいということをお願いして、その御感想をお聞きして私の質問を終わりたいと思います。

○宮澤國務大臣 政府といたしましても、税制につきましても、国税、地方税を通じて、シャープアップの改正の必要を感じているものでございますが、御承知のような経緯がございます。税制改革協議会等の御議論も伺いながら、やはり老齢化社会に入りますことを考えますと、長期にわたっての税制改正を地方、中央にわたって考えなければならぬというふうに思っております。

○安倍(基)委員 終わります。

○池田委員長 これにて両案に対する質疑は終了いたしました。

○池田委員長 これより両案を一括して討論に入ります。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。村井仁君。

○村井委員 私は、自由民主党を代表して、議題となっております日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法案及び日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進

に関する特別措置法の実施のための関係法律の整備に関する法律案に対し、賛成の意見を述べざるものであります。

申し上げるまでもなく、我が国としては、現下の経済情勢を踏まえ、主要国との政策協調を推進しつつ、内需を中心とした景気の積極的な拡大を図るとともに、対外不均衡の是正、調和ある対外経済関係の形成に努めることが急務となっております。

このため、政府は、先般、六兆円を上回る財政措置を伴う内需拡大策及び対外経済対策等についての緊急経済対策を決定するとともに、これを受けての補正予算も去る七月二十四日に成立したところであります。

他方、国債整理基金の状況を見ますと、昭和六十一年度と同様に日本電信電話株式会社の株式の円滑な売り払いが行われれば、国債の償還等国債整理基金の円滑な運営に当面要する資金を上回る資金が同基金に蓄積される事態も想定されるところであります。

このような状況にかんがみ、両法律案は、建設国債の増発を可能な限り抑制しつつ、現下の経済情勢に緊急に対処するため、日本電信電話株式会社の株式の売り払いによって国債整理基金に蓄積された資金の一部を活用して無利子の貸付制度を創設し、社会資本の整備の促進を図ることとするものであります。

これにより、国民のニーズに応じた社会資本の整備の促進が図られるとともに、地域の活性化にも資するところ極めて大なるものがあります。

さらに、国民共有の貴重な資産である日本電信電話株式会社の株式の売り払い収入は、最終的には、国民共有の負債である国債の償還財源に充てるといふ、既に確立されている制度の趣旨は、これを堅持することとしており、両法律案はこの点からも十分な配慮がなされているところであり、私はこれを高く評価するものであります。

しかしながら、財政が依然として極めて厳しい状況にあることは言うまでもありません。政府に

おいては、これまで続けてきた財政体質改善のための努力を水泡に帰せしめることのないよう、今後とも財政再建のための努力を引き続き傾注されるよう強く要請いたします。両法律案に対する賛成討論を終わります。(拍手)

○池田委員長 上田卓三君。

○上田(卓)委員 私は、日本社会党・護憲共同を代表して、ただいま議題となりましたNTT株売り払いによる社会資本整備に関する二法案について、反対の立場から討論を行うものであります。

反対の第一の理由は、本法案提出が売上税法案提出に続く中曽根首相の公約違反だということであり、

中曽根首相は、昨年の衆参同日選挙において、選挙公約として大幅減税の実施を明らかにしました。

その財源としては、行政改革の推進、NTT株や日航株の売却収入、国有財産の売却収入などを例に挙げ、国民が反対するような大型間接税を導入しない、マル優は廃止しないと明言したのであります。

にもかかわらず、第百八通常国会には、大型間接税である売上税導入、マル優廃止を含む税制改革法案を提出し、公約違反を犯したのであります。国民の大反対の結果、自民党は統一地方選挙で大敗し、税制改革法案は廃案となったのはまだ記憶に新しいところであります。

その後、税制改革協議会で与野党協議が進められ、減税の先行実施については合意されたものの、その財源については与野党合意がないまま現在に至っているものであります。

我が党を初め、公明、民社、社民連の野党四党は、一致して二兆円以上の所得税減税の実施を要求しており、その財源としてNTT株売却益の利用、不公平税制の是正を掲げています。

しかるに政府・自民党は、本法案審議の過程を通じて、NTT株売却益の減税財源としての利用をかくくなく拒み、他方でマル優廃止をたくら

むという公約違反をまたやろうというのでしょうか。

売上税法案提出に続く中曽根首相の公約違反、これが我が党が本法案に反対する第一の理由であります。

また、本法案の提出理由として、緊急経済政策に基づく内需拡大の実現、そのための社会資本整備が挙げられていますが、その効果について大きな疑問があります。

内需拡大のためには、まず何よりも国民の購買力を向上させることが重要であり、そのためには大幅な所得税減税こそが最も有効であります。NTT株売却益を利用した二兆円以上の大幅所得税減税の先行実施が問われているのであります。

さらに、仮に内需拡大のための社会資本整備をするにしても、その場合はこれまでののりつけに緊縮財政をやめ、積極型拡大均衡財政へと大胆に政策転換することが必要であります。しかも、公共住宅建設や学校建設、社会保険関係施設など、国民の購買活動に直結する生活関連施設に傾斜配分することが、海外からの批判が高まる中で最も重要な課題であります。

しかるに、本法案が想定している社会資本整備とは、民活導入による巨大プロジェクトや収益が予想される公共事業などが中心で、大都市周辺の一層の地価高騰、乱開発を招くおそれすらあります。また、補正予算や来年度予算概算要求の状況を見ましても、本格的な社会資本の整備事業による内需拡大を実行しようという意気込みは読み取れません。

官澤大蔵大臣の提唱する「二十一世紀国家の建設」「国民資産倍増計画」を実行するためにも、長期的視野に立った社会資本の整備計画、そのための積極財政への大胆な転換こそが問われているのであります。

本法案に反対する第三の理由は、地方自治体への一層の負担しわ寄せの危険性が強く存在することであり、地方自治体が無利子で借りた資金の償

還は、五年後の償還時に国の補助金という形で免除されることになってはいます。しかしそれは、結局のところ補助金の先食いにほかならず、五年後に本当に償還分を国が補助金で面倒見てくれるかどうかは、そのときになってみないとわからないのが実情であります。事実、補助金一律カット法案やたばこ消費税など、導入時には一年限りと言っておいて、その後なし崩しで続けていくのは大蔵省の常套手段でもあります。償還時になってほかの補助金がカットされ、自治体が悲鳴を上げるという事態が非常に心配されるのであります。

最後に、財政再建の組み立てでも、昭和六十五年年度をめぐって赤字国債償還に固執し、社会保障など国民生活関連を切り捨ててきた行革路線自身の見直し、積極財政への大胆な転換が必要になってきます。

中曽根首相のけちけち財政が内需の停滞を招き、輸出依存型の経済体制をつくり上げた、また同時に財テクに象徴されるマネーゲームを加速させたのであります。さらに、民間活力導入による大都市開発が、都心の地価の異常な高騰を招き、サラリーマンからマイホームの夢を奪い、公共事業実施を一層困難にしたのであります。

財政再建を優先させ、N T T株売却益を国債償還財源に縛りつけるのではなく、内需拡大をこそ最優先させ、そのための積極的な財政出動、大幅な所得税減税こそが問われていると考えます。

その意味からも、本法案は、内需拡大のための社会資本整備と言いつつ、実際には極めて中途半端なものであり、せつかくの貴重な財源が生かされていまいと言はかないのであります。

以上述べた理由により、本法案に対して反対し、あわせて再度N T T株売却益の利用などによる、二兆円以上の大幅減税の実施を重ねて強く要求して、私の反対討論を終わります。(拍手)

○池田委員長 宮地正介君。
○宮地委員長 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となりましたN T T株売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する二法

案につきまして、反対の討論を行うものであります。

反対の第一の理由は、現在、国民が期待している六十二年度所得税減税二兆円規模について、財源対策の道を切り開いていないからであります。大幅な所得税減税は、現在、重税感に苦しむ中堅サラリーマンにとっても、また、我が国が国際公約した内需拡大の経済効果のためにも緊急な課題であります。

政府が提案している所得税減税一兆三千億円で、余力にも力不足であり、八月七日の与野党幹事長・書記長会談で二兆億円の積み上げで一兆五千億円になったものの、国民の期待にこたえ得るものではございません。六十一年度決算剰余金の残り一兆三千五百億円で、N T T株売却収入の一部を充てれば、二兆円規模の所得税減税が可能なのであります。

大幅な所得税減税は、シャープ税制以来、長い間蓄積されてきた現行税制のゆがみ、ひずみ、不公正の直しにも役立つのであります。本来、税制改革は二年から三年かけて、国民のコンセンサスが得られるような形で進めていかなければなりません。

その間の減税財源として、暫定的にN T T株売却収入を充てることがどうしてもできないのでありましようか。この際、N T T株売却収入を減税財源として運用できるための道を開くことを強く求めるものであります。

反対の第二の理由は、通常の公共事業に対する無利子貸し付けの制度が、建設国債の発行の後ろし程度にすぎないからであります。

政府は、本法案で、本来国債の償還に充てるところになっているN T T株売却収入の一部である四千五百八十億円を、公共事業、民生活事業の財源として無利子融資の形で活用することを提案しております。そのうち三千九百七十七億円は、地方公共団体等の通常の公共事業に向けられるのであります。

この制度は、無利子貸付金の地方公共団体から

の返済額に見合って、国が六十七年度以降の補助金を交付するようになっていましてあります。国民共通的資産であり、内需拡大の重要な財源であるN T T株売却収入が、このように建設国債の発行を後ろ倒しした程度のことにはしか使われないのは、まことに残念であります。

反対の第三の理由は、N T T株売却収入の運用に当たって、その配分に十分な配慮がなされていないからであります。

我が国は、今や世界一の金持ち国と言われるまでになりました。長い間、世界史の中心にあった欧米諸国が、一斉に注目をするほどのものであります。しかしながら、現実に見る我々の生活実態は、決して欧米先進国並みとは言えないのであります。まさに戦後の急激な発展の中で、生活関連社会資本整備の立ちおくれが際立っているからであります。

公共事業は内需拡大の重要な柱であり、その配分に当たっては生活関連資本整備の拡充に重点を置くべきであります。

以上をもちまして反対討論を終わります。(拍手)

○池田委員長 安倍基雄君。
○安倍基雄委員 私は、民社党・民主連合を代表して、今回提案されましたいわゆるN T T株売却収入の活用に関する法律案及び関係諸法令の整備に関する法律案について、反対の立場から一括して討論するものであります。

反対の理由の第一は、N T T株の売却収入が公共投資に一時的に流用されるのみで、減税財源として使用される道が全く閉ざされていることでもあります。

もちろん、我々は、国の財政が非常に困難の状況にあることは知っており、累積する債務の処理のために財政当局がこの資金を充てようとする気持ちを理解しないものではありません。しかし、我々は、減税財源を行政改革の成果の一つであり、N T Tの民営化は行政改革の成果の一つであり、これを減税財源とすることは理にかなうことではありません。

今後売却益が相当額見込まれることを考えれば、公共事業一本やりの考え方は大きな問題であると考えざるを得ません。

第二の理由は、今回の投資への流用が、基本的には売却益を最終的に国債の償還に充てるといふ形式を踏みつも、実際は新たな国債を発行するかわりに売却益を公共投資に充てるといふ内容であり、財政再建に役立つものではないことでもあります。

すなわち、今回の投資の大宗であるBタイプ、すなわち自治体への補助金の前倒しとも言えるべき投資は、基本的には国の補助金の増額によって償却されるものであつて、将来の増税なしには回収できないものであります。したがって、売却益を国債の償還に充てるといふのは形式であつて、結果的には公共事業の規模を拡大するのみであつて、将来に禍根を残す可能性があると云わざるを得ません。

第三の理由は、公共事業の持つ意味について十分の検討がなされないまま、公共事業優先の立場が貫かれていることでもあります。

公共事業が内需拡大に役立つというのは一時的なものであり、特に地価が高騰し、土地取得費に相当部分が費やされる現状において、その波及効果等に問題が生じているのであり、減税と投資の選択について再検討の時期に來ていゝと考へられます。また、公共投資の経済効果についてより厳しい姿勢で臨むべきときに、巨額の公共投資財源を設けることは、むしろその非効率な使用を促す可能性さえあります。

以上の理由から、我が党として本法案に対し反対の立場をとらざるを得ないことを明らかにして、討論を終わります。(拍手)

○池田委員長 矢島恒夫君。
○矢島委員 私は、日本共産党・革新共同を代表して、日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用二法案について、反対の討論を行います。

反対の第一の理由は、財政再建の緊急性、重要性を軽視する無責任なやり方にあります。

そもそもNTT株売却益は国民共有の資産であり、国民共有の負債である国債の償還財源とするとして、一昨年中曾根内閣自身の提案によって法改正を行い、これを義務づけたのであります。しかも、国債償還財源として最低必要な定率繰り入れを六年間も停止し、赤字国債の借り換えの道を開き、今年度も四兆九千八百十億円の赤字国債を発行し、国債残高は今年度末百五十三兆円にも達しようとしており、政府の財政再建計画はまさに破綻のきわみにあるのであります。にもかかわらず、政府は、この責任を何ら明確にしないまま、過熱した財テクブームのもとでNTT株の売却益が大幅に膨張することが確定になったからと言ってこれを他に流用するというのでは、二重、三重に国民を欺くやり方であり、到底認めることができないのであります。

第二は、NTTを大企業に売り渡すばかりでなく、売却益を大企業中心の民活型公共事業に流用しようとしていることでもあります。

電気通信事業は今日ますます公共的性格が強まっております。公企業形態に戻すべきであります。かかるに、政府は特殊会社の民営化を促進し、国民共有の財産を財界、大企業に売り渡し、新たなもうけ口と利権を提供しようとしています。政府は、内需拡大のための社会資本整備と称していますが、テクノ法やリゾート法や民活法等によつて、税、財政、金融等によって活力策を与えてきた大企業に、さらに円高不況の中小企業と比べて破格の無利子融資による事業を推進させようとするものであり、断じて容認できないのであります。

第三に、財界の要求にこたえた大企業本位の積極財政策への転換を図るものであり、国債の大幅増をもちからであります。

NTT株売却益の流用は補正予算で公共事業関係費を大幅に伸ばすこととなり、国債発行も十一兆八千六百十億円で、六十一年度補正後発行額をも上回り、財政再建とは逆行の姿に至りました。これを突破口に、本措置による公共事業別枠扱いの来年度以降公共事業関係費の一層の増大、

国債大幅増となることは明らかであります。これは、結局財政危機のますますの深化、国民への大増税となつてはね返ることにならざるを得ず、反対の声を大きくせざるを得ないのであります。

最後に、本二法案は極めて重要な内容を含んでおり、なお慎重審議をすべきで、いさしくもマル優廃止法案成立のための道を聞くべきでないことを強く表明し、反対討論を終わります。(拍手)

○池田委員長 これにて討論は終局いたしました。

○池田委員長 これより順次採決に入ります。まず、日本電信電話株式会社株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法案について採決いたします。

〔賛成者起立〕 本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○池田委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、日本電信電話株式会社株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法の実施のための関係法律の整備に関する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕 本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○池田委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○池田委員長 ただいま議決いたしました両案に対し、中村正三郎君外三名から、自由民主党、日本社会党・護国共同、公明党・国民会議及び民社党・民主連合の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。玉置一弥君。

○玉置委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表いたします。案

文を朗読し、趣旨の説明いたします。

日本電信電話株式会社株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法案及び日本電信電話株式会社株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法の実施のための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について十分配慮すべきである。

一 わが国の置かれてある現下の内外社会経済情勢にかんがみ、引き続き適切かつ機動的な財政金融政策の運営等により、均衡かつ調和ある経済発展に努めること。

一 今後とも公債の償還に支障なきよう、所要の償還財源の確保に努め、もつて公債に対する国民の信頼の保持に万全を期すること。

一 日本電信電話株式会社株式の売払収入の一部を原資とする貸付金については、内需拡大・地域活性化という目的に資するため、真に緊急かつ必要な事業に対して重点的に配分するとともに、その回収に当たっては万全を期すること。

一 六十二年以降の日本電信電話株式会社株式の売払収入に当たっては、上場後における巨大な規模の株式売却となることにかんがみ、既存の株主に対する影響及び株式市場全般に対する影響を考慮の上、市場価格に準拠した適正な価格で売却するよう努めること。

以上であります。

何とぞ御賛成を賜りますように、よろしくお願ひ申し上げます。(拍手)

○池田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

本附帯決議に対し、政府より発言を求められておりますので、これを許します。宮澤大蔵大臣。

○宮澤大蔵大臣 ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましては御趣旨を踏まえ、配慮いたしてまいりたいと存じます。

○池田委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました両法案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○池田委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○池田委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後三時二十八分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかった〕

昭和六十二年八月二十六日印刷

昭和六十二年八月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D